

議案第46号

第五次川越市子ども読書活動推進計画
の策定について

(中央図書館)

第五次川越市子ども読書活動推進計画
(案)

令和 年 月
川越市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の期間と対象.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
第2章 現在の状況.....	3
1 こどもの読書活動の状況.....	3
(1) 国の状況.....	3
(2) 埼玉県の場合.....	3
(3) 本市の状況.....	4
第3章 第四次計画期間における振り返りと課題.....	5
1 第四次計画における振り返り.....	5
(1) 第四次計画の基本目標.....	5
(2) 第四次計画の基本的方針.....	5
(3) 4つの取組.....	5
2 課題.....	8
第4章 第五次計画の基本目標と方針.....	9
1 基本目標.....	9
2 基本方針.....	10
3 施策体系.....	11
第5章 第五次計画の施策.....	13
基本方針1 家庭で共有する読書の楽しさ.....	13
施策1-1 家庭で読書に親しむ機会の提供.....	13
施策1-2 家庭での読書活動の推進.....	13
基本方針2 図書館で出会う本の世界.....	15
施策2-1 図書館における主な取組.....	15
施策2-2 すべてのこどもが図書館を利用するための取組.....	17
施策2-3 学校や子育て支援施設等との連携.....	17
基本方針3 学校等で育む読書習慣.....	18
施策3-1 保育園や幼稚園、認定こども園における取組.....	18
施策3-2 学校における取組.....	18
施策3-3 学校図書館の整備・充実.....	19
施策3-4 学童保育室における取組.....	20
基本方針4 地域で支える読書活動.....	22
施策4-1 民間団体等に対する支援.....	22
施策4-2 こどもの読書活動の関係各課における連携・協力.....	22

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より引用）

このこどもの読書活動に関する基本理念に基づいた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が、平成13（2001）年12月に公布・施行されました。その後、令和5（2023）年3月に国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）、また、令和6（2024）年7月に埼玉県「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」が策定されています。本市においても、令和5（2023）年3月に「第四次川越市子ども読書活動推進計画」（以下、「第四次計画」という。）を策定し、家庭、図書館、学校、地域が一体となった取組を進めてきました。

国の第五次基本計画では、「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代」において、「子どもたちの読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である」とし、基本的方針として、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を挙げています。また、読むこと自体の楽しさをこどもの頃に体験することにより、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（Well-being）につながることを、更に、読書活動の推進の循環が形成されることを期待しています。

こうした状況を踏まえ、本市のこども読書活動における目標を明確にし、社会の変化に対応しながら目標に向けて各施策を計画的に推進するため、「第五次川越市子ども読書活動推進計画」（以下、「第五次計画」という。）を策定します。

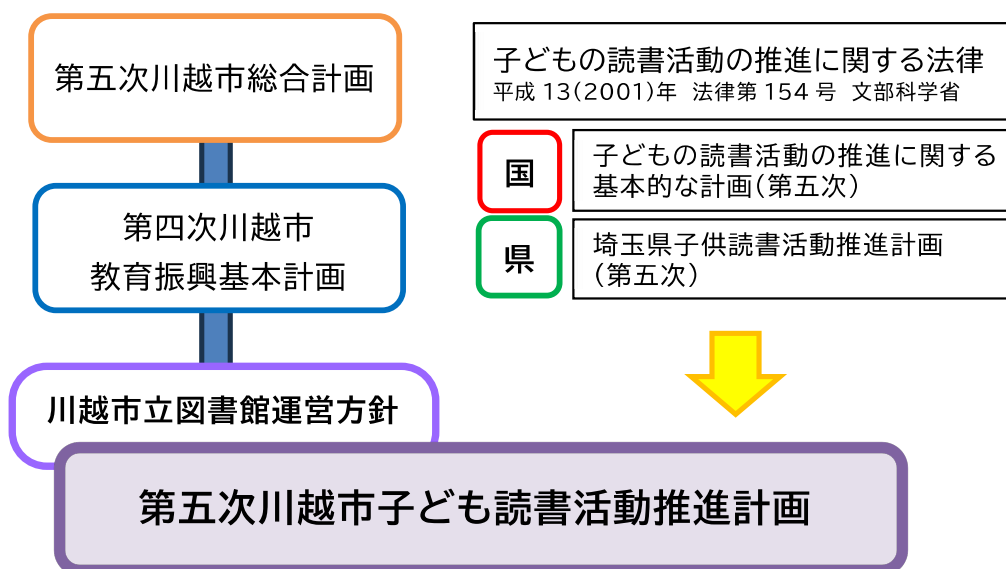
2 計画の期間と対象

本計画の期間は、「第四次川越市教育振興基本計画」の計画期間を踏まえ、令和8（2026）年度からおおむね5年間とします。また、国や埼玉県の動向も踏まえながら、必要に応じて、計画の変更や施策の見直しを行います。

本計画の対象はこどもとこどもの読書に関わる大人とします。なお、本計画における「こども」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定する、市町村におけるこどもの読書活動の推進に関する施策についての計画として位置づけられます。また、本計画は「第五次川越市総合計画」「第四次川越市教育振興基本計画」と整合を図ります。



第2章 現在の状況

1 こどもの読書活動の状況

(1) 国の状況

こどもの読書に関して、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13(2001)年12月)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」をおおむね5年ごとに策定しています。令和5(2023)年3月に第五次基本計画が策定され、次の4つの基本方針を定めています。

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

不読率の低減に関しては、就学前からの読書習慣の形成や不読率が高い高校生への働きかけについて触れています。また、障害のある子どもや日本語指導が必要となる子どもなど、多様なこどもの読書機会の確保、GIGAスクール構想等の進展によるデジタル社会の読書環境の整備、こどもが主体的に読書活動を行えるような取組等、幅広く説明されています。

(2) 埼玉県の状況

令和6(2024)年7月に埼玉県は「埼玉県子供読書活動推進計画(第五次)」を策定し、目指す姿に「～全ての子供たちに本との出会いを～」を掲げ、基本方針を不読率の低減とし次の4つの取組の視点を定めています。

- 1 基本方針 不読率の低減
- 2 取組の視点
 - 視点1 多様な子供たちの読書機会の確保
 - 視点2 デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - 視点3 子供の視点に立った読書活動の推進
 - 視点4 地域と連動した読書活動の拡大

埼玉県は「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」について増加傾向にあることから、国の第五次基本計画と同様に、未就学児期からの読書活動の取組、多様なニーズを有するこどもたちに向けた取組の必要性を説明しています。また、令和5年4月に「こども基本法」が施行されたことに触れ、こどもの視点に立った読書活動の推進を目指しているほか、地域と連携した読書活動の取組を行うとしています。

(3) 本市の状況

令和7年度全国学力・学習調査では「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問に対して、「まったくしない」と回答した児童生徒の割合が最も高い結果となりました。

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査では「1か月に、何冊くらいの本を読みますか（電子書籍の読書も含みます。教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます）」という質問に対して、「1～2冊」と回答した児童生徒の割合が最も高い結果となりました。

また、令和6年度に行った次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果では、図書館の利用頻度の質問に対して利用しない理由が「家の近くにないから」が最も多く、次いで「図書館を利用する必要がなかったから」となりました。

このほか、本市のこども読書活動において、第四次計画の計画数値目標（読書は好きですか）は達成されていない状況にあります。

第3章 第四次計画期間における振り返りと課題

1 第四次計画における振り返り

令和5（2023）年3月に策定した第四次計画では、次の基本目標を掲げ、3つの基本方針を定め、家庭、図書館、学校、地域の4つの取組において、読書活動推進のため41の施策、15の数値目標を設定しました。

（1）第四次計画の基本目標

川越市のすべての子どもが本に親しみ、「読書がすき」を育む

（2）第四次計画の基本的方針

- I すべての子どもに本との出会いを届ける
- II 子どもの読書の大切さを学び、伝える
- III いつでも読書に親しめるまちにす

【計画数値目標の振り返り】

第四次計画の計画数値目標である「読書は好きですか」という質問に読書が「好き」「どちらかといえば、好き」と答えた児童生徒の割合は、小中学生ともに減少しています。

施策数値目標

項目	令和4年度(基準値)	令和6年度(実績値)	令和7年度(目標値)
読書が「好き」「どちらかといえば、好き」と答えた小学生の割合	70.6%	66.8%	80.0%
読書が「好き」「どちらかといえば、好き」と答えた中学生の割合	71.2%	67.0%	80.0%

出典：文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

（3）4つの取組

1 家庭に対する取組

家庭での読書活動を支援するため、図書館では、4か月児健診対象者にブックスタート事業を実施し、乳児向けのお薦め図書リストを配布したほか、母子保健課主催事業において、乳幼児向けの絵本の紹介や読書相談等の事業を行いました。また、市立小学校は新入学児童の保護者に「自ら本に手を伸ばす子に」のリーフレットを配布しました。引き続き、読書に関心を持つような事業を実施し、周知を図る必要があります。

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
ブックスタートパックの配布率	4か月児健診対象者のうち、配布した割合	96.4%	93.9%	97.0%

2 図書館における取組

・市立図書館における主な取組

こどもと本との出会いの場を創出するため、成長段階に応じた読書体験の機会を提供しています。児童向け事業については、事業数や参加者数は増加しましたが、小中学生の図書館利用率は減少しました。今後は、事業内容の充実や周知を行い、図書館利用を推進する必要があります。

・資料の充実

読書活動を支援するため、多様な資料の収集に努めています。学校向けの団体貸出冊数や中高生の電子書籍サービス登録者は増加しましたが、全体の貸出冊数は減少しています。今後も、多様な資料の収集に努め、利用を促進する必要があります。

・すべての子どもが図書館を利用するための取組

読書環境を整え、アクセシブルな資料¹の提供や外国語資料の充実を図り、図書館利用のバリアフリー化や特別支援学校との連携に取り組んできました。今後も、すべての子どもが図書館を利用できるよう環境を整えていく必要があります。

・司書の充実

司書は読書活動を推進する専門的職員であり、専門機関の研修への参加や事業担当職員向けに研修等を実施しました。今後も図書館全体の技能向上を推進するため、研修を計画的に実施する必要があります。

・学校や子育て支援施設等との連携

こどもの読書意欲を喚起するため、全市立小学校3年生等を対象にブックトークなどを実施しましたが、読書の幅が広がる中学生を対象とした事業の実施には至りませんでした。また、公民館や学童保育室及び博物館と連携した事業等により、資料の貸出を促進しました。今後は、事業の効果を把握し、内容の充実や資料の活用につなげていく必要があります。

¹ 点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
児童向け事業の事業数	図書館要覧の各種事業の状況における、児童向け事業の全館合計事業数	35事業	72事業	48事業
児童向け事業の参加人数	図書館要覧の各種事業の状況における、児童向け事業の全館合計参加者数	1,291人	6,858人	5,000人
小中学生の市立図書館利用率	小中学生の人口に対する実利用者数(当該年度中に1回以上の資料貸出者)の割合	17.6%	16.1%	30.0%
児童図書の蔵書冊数	市立図書館における、児童図書の蔵書冊数	226,095冊	232,240冊	234,000冊
児童図書の年間貸出冊数	市立図書館における、児童図書の年間貸出冊数	516,196冊	453,133冊	556,000冊
市内学校への団体貸出冊数	市内学校への団体貸出を行った冊数	4,718冊	5,742冊	10,000冊
中高生の電子書籍サービス登録者数	電子書籍サービス登録者のうち、13歳から18歳までの登録者数	257人	872人	500人
障害資料の布絵本所蔵点数	市立図書館における、障害資料の布絵本の所蔵点数	172点	175点	187点
司書による図書館職員への年間研修回数	司書が図書館職員に対してこどもの読書活動推進に関する研修を行った年間回数	0回	3回	3回

3 学校等における取組・保育園や幼稚園、認定こども園における取組

こどもの読書活動を推進するためには、周囲の大人が理解を深め関心を高める必要があります。「ときも学びのプロセス」を策定し、幼保小連携の在り方を考え、「健康な生活」に焦点を当て、各園や各校の取組を共有しました。また、保育士を対象とした本の読み聞かせの技能向上を図る研修実施方法の検討が必要です。

・学校における取組

学校においては、児童生徒の読書の幅を広げる取組や読書の動機づけとなる事業を実施しました。また、学校司書研修会を開催し、魅力的な学校図書館づくりに向けて、情報の共有や司書教諭と十分に連携を図るよう呼びかけを行い、併せて、様々な障害に関する書籍の紹介を行いました。

依然として、小中学生の年間読書冊数は年々減少しています。新型コロナ発生による影響も考えられます。読書の動機づけの新たな展開が必要です。全国的に不読率が問題になっており、読書習慣の形成を促すため、興味関心を引く図書の情報を提供する必要があります。

・学童保育室における取組

学童保育室での図書館職員によるおはなし会を開始し、各学童保育室が希望する内容に合わせて実施しました。図書館と連携して作成した、

学年別の推薦図書リストや配慮の必要な児童向けの図書リストをもとに、各学童保育室で図書の購入を行いました。

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
児童（小学生）一人あたりの年間読書冊数	川越市小江戸読書マラソン実施状況調査における期間中の平均読書冊数	58.1冊	55.6冊	65.0冊
生徒（中学生）一人あたりの年間読書冊数	川越市小江戸中学生読書手帳活用状況調査に記入された平均読書冊数	10.4冊	8.1冊	15.0冊
学童保育室でのおはなし会の実施率	市立図書館と連携して行った学童保育室でのおはなし会の実施率	0%	56.0%	70.0%
市立小学校における学校図書館図書標準の達成率	各市立小学校における学校図書館図書標準の平均の達成率	93.8%	92.9%	100%

4 地域に対する取組

地域におけるこどもの読書活動を推進するため、図書館や関係各課及び市内ボランティア団体と連携に取り組んできましたが、図書館に団体登録している地域のボランティア団体数は減少しました。

引き続き、関係各課との連携に取り組むほか、地域に対して読書に関する情報発信を積極的に行う必要があります。

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
市立図書館に団体登録している地域のボランティア団体数	市立図書館に団体登録している子どもの読書に関わる地域のボランティア団体数	12団体	8団体	18団体

2 課題

このような国や埼玉県及び本市の現状から得られた本市のこどもの読書活動に関する課題を次のように整理します。

課題

- 1 すべてのこどもたちに向けた読書支援
- 2 こどもに読書習慣が身に付く取組
- 3 さまざまな連携を活かした読書活動の推進

第4章 第五次計画の基本目標と方針

1 基本目標

本市は、国や埼玉県「子ども読書活動推進計画」を踏まえ、本市の現状等を考慮し、次の目標を掲げます。

基本目標

**川越市のすべてのこどもと本をつなぎ、
豊かな心を育む**

本市のすべてのこどもが本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、日常生活の中で成長段階に応じて本に接することができるよう多様な機会を提供することが必要です。

本市の読書活動の推進においては、乳幼児期からの働きかけが重要であると位置づけ、こどもとこどもの読書に関わる大人に向けて、読書の意義、読書の重要性及び読むこと自体の楽しさを伝え、こどもと本をつなぐ役割を果たします。



2 基本方針

基本目標の実現において、本市では、家庭、図書館、学校、地域の4分野において、それぞれ次のように基本方針を定め、こどもの読書活動の推進に取り組めます。

1 家族で共有する読書の楽しさ

こどもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、家庭において読み聞かせをしたり、親子で一緒に本を読んだりするなど、こどもが読書に親しむきっかけを作り、読書が生活に取り入れられることが重要です。そのためには、こどもにとって最も身近な存在である保護者がこどもの読書の習慣化に大きな役割を担います。そこで、家庭における読書の重要性が理解されるよう家庭での読書を支援します。

2 図書館で出会う本の世界

こどもにとって図書館とは、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとってはこどもの読書について司書に相談できる場所です。

すべてのこどもたちが図書館を利用できるよう多様な資料の収集、本に親しむ機会の提供及び環境整備を行います。家庭、学校、地域と共に読書活動を支援します。

3 学校等で育む読書習慣

保育園や幼稚園、学校等は、こどもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身に付けるために大きな役割を担います。また、学校図書館は学校教育において欠くことのできない設備であり、読書活動、学習活動、情報活用能力育成の場でもあります。

そこで、それぞれの場において、こどもが本に親しむことができるよう、支援と環境の整備に努めます。

4 地域で支える読書活動

地域で活動するボランティアは、こどもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与する存在です。そこで、民間団体等、地域における読書活動の推進を支援します。

また、庁内関係各課の連携・協力を進め、こどもがいつでも本を手にとることができる環境を市全体で整えます。

3 施策体系

基本方針

基本目標

施策

川越市のすべての子どもと本をつなぎ、豊かな心を育む

1 家族で共有する
読書の楽しさ

1-1 家庭で読書に親しむ機会の提供
1-2 家庭での読書活動の推進

2 図書館で出会う
本の世界

2-1 図書館における主な取組
2-2 すべての子どもが図書館を
利用するための取組
2-3 学校や子育て支援施設等との
連携

3 学校等で育む
読書習慣

3-1 保育園や幼稚園、認定子ども園
における取組
3-2 学校における取組
3-3 学校図書館の整備・充実
3-4 学童保育室における取組

4 地域で支える
読書活動

4-1 民間団体等に対する支援
4-2 子どもの読書活動の関係各課に
おける連携・協力

細施策

1 ブックリスト、リーフレットの活用

- 1 家庭での読書環境づくり
- 2 家庭での読書につながる事業

- 1 成長段階に合った事業の実施
- 2 来館者への取組
- 3 来館を促す取組
- 4 多様な資料の収集
- 5 電子書籍サービスの充実

1 すべてのこどもに向けた読書機会の提供

- 1 学校・学童保育室との連携
- 2 子育て支援施設との連携
- 3 社会教育施設との連携

- 1 保育士や教員の意識の向上
- 2 保育士の研修

- 1 小中学生への読書推進活動
- 2 市立高等学校の読書活動の推進

- 1 学校図書館図書標準の達成
- 2 学校図書館運営の整備・充実
- 3 司書教諭と学校司書の連携
- 4 学校司書の育成
- 5 障害のあるこどものための取組

- 1 学童保育室の図書の充実
- 2 放課後児童支援員等の研修
- 3 学童保育室と図書館との連携

- 1 地域ボランティアとの連携
- 2 ICTを活用した情報発信の充実
- 3 こどもの読書活動の担い手の育成

1 関係各課の連携



第5章 第五次計画の施策

基本方針1 家庭で共有する読書の楽しさ

施策1-1 家庭で読書に親しむ機会の提供

【取組の内容】

幼い頃の読書習慣は日常生活を通して形成されるものであるため、家庭において乳幼児期からの読み聞かせや、親子で一緒に本を読むなど、こどもが読書に親しむきっかけを作り、読書が生活に取り入れられることが重要です。

そこで、推薦図書リストや読書に関するリーフレットの活用を通して、保護者を支援します。

【細施策】

1 ブックリスト、リーフレットの活用

- ・親子で本を選ぶ楽しさを知る機会を提供するため、お薦め図書リストの活用方法の見直し及び内容の充実を図ります。
- ・市立小学校では、新入学児童の保護者を対象に「自ら本に手を伸ばす子に」のリーフレットを活用し啓発を行います。
- ・成長段階に合ったお薦め図書の紹介冊子の定期的な作成及び周知を行い、こどもの読書への興味を広げます。

施策1-2 家庭での読書活動の推進

【取組の内容】

こどもにとって最も身近な存在である保護者が読書の意義や重要性について理解し、読書の習慣化に積極的な役割を果たすことが求められます。そこで、すべての赤ちゃんとその保護者を対象としたブックスタート事業の実施、読書に関する親子イベントの実施などを通して、家庭での読書を支援します。

【細施策】

1 家庭での読書環境づくり

- ・ブックスタート事業により、家庭で読み聞かせができる環境づくりを支援し、生涯に渡る読書活動のきっかけとします。

2 家庭での読書につながる事業

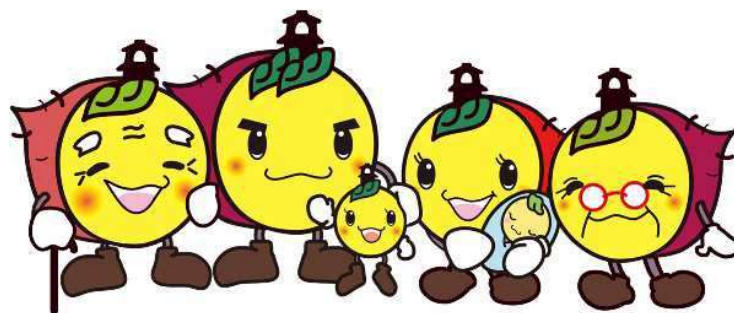
- ・読書に関する講座等の親子イベントを実施して、家族で読書の楽しさを共有する機会を提供します。

施策1-2 (施策数値目標)

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
ブックスタート 事業参加率	4か月児健診対象者の内、参加した人の割合	—	100%



ブックスタート事業の様子



川越市マスコットキャラクター『ときも』

基本方針2 図書館で出会う本の世界

施策2-1 図書館における主な取組

【取組の内容】

図書館は、地域におけるこどもの読書活動に重要な役割を果たします。そこで、こどもや保護者を対象にしたおはなし会、講座、資料展示を行い、こどもの読書に関わるボランティア団体を支援します。

また、デジタル社会に対応した読書環境の整備を図ります。

【細施策】

1 成長段階に合った事業の実施

- ・ こどもの成長段階に合ったおはなし会を実施し、途切れることのない本との出会いの機会をこどもに提供します。
- ・ 図書館に来館するきっかけとなるよう、多様な事業を実施し、誰もが本に親しむ機会を提供します。
- ・ お薦め本の紹介やおはなし会など、こどもが主体となって参画し、自ら発信する機会を提供します。
- ・ 「子ども読書の日」関連事業として、おはなし会、特集展示及びイベントを中心とした「こどもとしょかんまつり」を図書館で実施します。

2 来館者への取組

- ・ 季節や行事、児童向け事業や各課と連携を行ったテーマなど、様々な特集展示を行い、こどもや保護者等に幅広く資料を紹介します。

3 来館を促す取組

- ・ 利用機会の少ない中高生に向けて、SNSや学校等を通じた情報発信を行います。また、中学生を対象としたブックトークの実施を検討します。

4 多様な資料の収集

- ・ 基本図書に加え、すべてのこどもが読書に親しめるような、多様な図書も収集します。
- ・ 学校向けに授業や調べ学習で活用できる団体貸出用の資料を充実させ、団体貸出の促進を図ります。
- ・ こどもが利用できる地域に関する資料について、情報収集を行い、資料の充実に努めます。

5 電子書籍サービスの充実

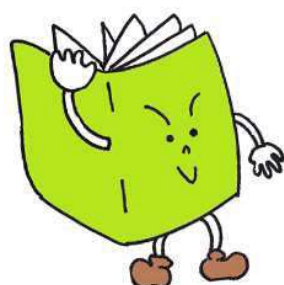
- ・図書館利用の少ない中高生に向けたコンテンツを充実させます。
また、学校の授業や調べ学習で活用できるコンテンツを充実させます。

施策2-1（施策数値目標）

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
おはなし会の参加人数	図書館要覧の各種事業の状況におけるおはなし会の全館合計参加者数	4,934人	5,000人
児童向け事業の実施数	図書館要覧の各種事業の状況における児童向け事業の全館合計事業実施回数	478回	478回
児童向け特集展示の実施回数	図書館要覧の児童向け特集展示の全館合計実施回数	64回	69回
市内学校の団体貸出申込件数	市内学校から団体貸出を申し込まれた件数	119件	120件
中高生の電子書籍サービス登録率	13歳から18歳の有効登録者数に対する電子書籍サービス登録者数の割合	20.0%	25.0%



にちようおはなし会の様子（中央図書館）



川越市立図書館マスコットキャラクター『ぶっくん』

施策 2-2 すべてのこどもが図書館を利用するための取組

【取組の内容】

図書館利用に困難のあるこども、日本語を母語としないこどもの図書館利用について配慮し、また、すべてのこどもが図書館を利用するきっかけとなるような事業を実施します。

【細施策】

1 すべてのこどもに向けた読書機会の提供

- ・誰もが利用しやすいよう、アクセシブルな資料や外国語資料の充実を図るとともに、それらの資料を活用した事業を行うなど、すべてのこどもに向けた読書機会の提供に努めます。

施策 2-3 学校や子育て支援施設等との連携

【取組の内容】

こどもと本をつなぐためにさまざまな機会を提供する必要があります。そこで、学校や学童保育室、子育て支援施設及び公民館等の社会教育施設と連携を強化します。

【細施策】

1 学校、学童保育室との連携

- ・学級訪問、学級招待を引き続き実施し、読書の動機付けを行います。
- ・学校、学童保育室が、団体貸出を利用しやすい環境に整えます。
- ・特別支援学校等との連携を図ります。

2 子育て支援施設との連携

- ・つどいの広場等に対して、市立図書館の配布物を活用し、家庭の読書活動に役立つ情報を提供します。

3 社会教育施設との連携

- ・こどもと保護者を対象とした事業について、公民館と連携・協力します。
- ・美術館や博物館でのこどもの読書に関する企画展や事業について、連携・協力します。

基本方針3 学校等で育む読書習慣

施策3-1 保育園や幼稚園、認定こども園における取組

【取組の内容】

保育園や幼稚園等には、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、絵本に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。また、保護者に対して読み聞かせの意義を広く普及することが求められます。

そこで、保育園や幼稚園等では、読み聞かせを通して乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を充実させるとともに、保護者に対して読書活動への理解を促す働きかけを行います。

【細施策】

1 保育士や教員の意識の向上

- ・ 幼保小連絡懇談会において、こどもの読書活動推進に関することを話題に取り上げる等、参加した保育士、教員等の意識を向上していきます。

2 保育士の研修

- ・ 図書館職員と連携し、本の読み聞かせの技能向上のほか、年齢に応じた絵本の選び方について、保育士を対象とした研修を実施します。

施策3-2 学校における取組

【取組の内容】

学校は、こどもが読書の習慣を身に付ける上で、大きな役割を担います。また、すべてのこどもが自由に読書をし、読書の幅を広げていくことができるよう、適切な支援と環境の整備が求められます。

そこで、学校では、自主的な読書活動を行う機会や様々な図書に触れる機会を確保する取組を行います。

【細施策】

1 小中学生への読書推進活動

- ・ 小学生向けに「小江戸読書マラソン」を実施し、読書の楽しさを伝えていきます。また、中学生向けに「小江戸中学生読書手帳ーこの本読んだ？ー」を活用して読書の幅を広げていきます。

- ・「小江戸読書名人賞²」などを継続して活用し、「小江戸小・中学生ビブリオバトル³」を市立図書館と連携して進めていくことで、読書の動機づけ事業を展開していきます。

2 市立高等学校の読書活動の推進

- ・市立図書館作成のリーフレット等の情報を活用し、高校生の豊かな人間性を育む読書活動の推進を図ります。また、SDGsの理解に資する蔵書を充実させ、生徒の探求的な活動を支援します。

施策3-2（施策数値目標）

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
1か月の 平均読書 冊数	埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査において、1か月間の平均読書冊数が、小学校で11冊以上、中学校で3冊以上と回答した児童生徒の割合	小学校 18.9% 中学校 38.0%	小学校 30.0% 中学校 50.0%

施策3-3 学校図書館の整備・充実

【取組の内容】

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない設備であり、読書活動に加え、学習活動、情報活用能力育成の場として利活用されることが期待されています。

そこで、市立学校の学校図書館では、図書資料の整備・充実、設備等の整備・充実、学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進、障害のあるこどものための整備・充実等によって、すべての児童生徒の知的活動を増進させるような魅力ある学校図書館づくりを進めていきます。

【細施策】

1 学校図書館図書標準の達成

- ・学校図書標準を達成することにより、こどもが本に触れる機会を増やします。

² 各校で実施している「小江戸読書マラソン」「小江戸読書手帳」の取組を生かし、それらを積極的に取り組んでおり、かつ学校図書館における貸出冊数が目標数を超えた児童生徒に対して送られる賞。対象児童生徒は、「お気に入りの1冊」について感想を書くといった言語活動に取り組む。

³ おすすめの本を持ち寄って、本の紹介をし、一番読みたくなった本「チャンプ本」を参加者の投票で決定する。小学校5・6年生の部・中学生の部の開催にあたり、参加を希望する学校から、本を紹介する児童生徒を1名ずつ募集する。

2 学校図書館運営の整備・充実

- ・人の温もりが感じられる魅力的な学校図書館を目指し、司書教諭や学校司書、ボランティアが協力して学校図書館運営を行います。
- ・学校で多く読まれた本等を紹介することで、学校図書館図書データベースを効果的に活用します。

3 司書教諭と学校司書の連携

- ・司書教諭と学校司書が連携し、全教職員が協力して学校図書館機能を充実していきます。

4 学校司書の育成

- ・学校司書の資質向上に向けた方策を検討し、研修会を充実していきます。

5 障害のあるこどものための取組

- ・障害の種類や程度、発達段階に応じて、絵本やビッグブック、紙芝居、挿し絵等の活用を行います。

施策 3-3 (施策数値目標)

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
市立小学校における学校図書館図書標準の達成率	各市立小学校における学校図書館図書標準の達成率の平均	92.9%	100%

施策 3-4 学童保育室における取組

【取組の内容】

就労等により保護者が常時留守となるこどもの居場所となる学童保育室については、読書に親しむ取組を行うことや読書環境の整備を行うことが重要です。そこで、学童保育室では、児童が図書に触れる機会をつくるため、保育室内にある図書の充実を図り、放課後児童支援員等による読み聞かせ等を行います。

【細施策】

1 学童保育室の図書の充実

- ・学童保育室の図書の選書にあたり、こどもの発達段階に応じた図書を揃えるため、図書館で選定したリストを参考に購入し、読書に親しむ図書の充実に努めます。

2 放課後児童支援員等の研修

- ・放課後児童支援員等を対象に読書活動への理解を深める研修を実施するとともに、読み聞かせの技術向上を図ります。

3 学童保育室と図書館との連携

- ・図書館と連携して、学童保育室でのおはなし会を実施します。また、団体貸出の積極的な活用や、行事に合わせた図書の選定を依頼するなど、児童が本に親しむ機会を提供します。

施策3-4（施策数値目標）

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
学童保育室でのおはなし会の実施率	図書館と連携して行った学童保育室でのおはなし会の実施率	56.0%	70.0%



学校図書館の様子（南古谷小学校）



学童保育室おはなし会の様子

基本方針4 地域で支える読書活動

施策4-1 民間団体等に対する支援

【取組の内容】

地域で活動するボランティアは、地域や学校での読み聞かせや、家庭文庫を開く等、こどもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与する存在です。そこで、市内ボランティア団体等と図書館が連携し、こどもの読書活動を推進します。

また、ICTを活用して地域に対し読書に関する情報発信を行い、こどもの読書活動を支援します。

【細施策】

1 地域ボランティアとの連携

- ・地域で活動するボランティア等に対して、図書館が読み聞かせに必要な知識や読書活動に関する情報を提供します。

2 ICTを活用した情報発信の充実

- ・地域に対して市ホームページ、SNS等を活用して情報を発信します。

3 こどもの読書活動の担い手の育成

- ・図書館事業協力員など、こどもの読書活動の担い手を育成します。

施策4-2 こどもの読書活動の関係各課における連携・協力

【取組の内容】

庁内関係各課の連携・協力を進め、市全体でこどもがいつでも本を手にとることができる環境を整えます。

【細施策】

1 関係各課の連携

- ・関係各課の連携・協力を進め市全体での推進体制の充実に努めます。

議案第47号

第三次川越市学校教育情報化推進計画 の策定について

(教育指導課)

「第三次川越市学校教育情報化推進計画」策定について

1 学校教育情報化推進計画について

(1) 計画の目的

本計画は、現在策定中の第四次川越市教育振興基本計画の基本理念である「ともに学び続ける力で未来を拓く川越市の教育」の実現に資することを目的としている。

子どもたちがこれからの未来を拓いて生きていくには、答えのない課題であっても、主体的に捉え、他者と知識や考え方を共有し、議論することで、最適であると考えられる答えを導き出すことのできる等の情報活用能力が必要であると言われている。

子どもたちの情報活用能力育成に当たっては、学校におけるデジタル学習基盤の整備や維持・管理を計画的に実施するため、学校教育情報化推進計画を策定する。

(2) 計画の位置づけ

学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」において、地方公共団体での計画策定が規定されている。

また、市長部局の「川越市行政 DX 推進計画」と整合を図る。

(3) 計画の範囲

学校教育の情報化は次の4つの範囲とする。

- ① ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成
子どもたちの情報活用能力の育成
- ② 児童生徒の可能性を引き出す教職員の ICT 活用能力の向上
ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現
- ③ 教育 DX をとおした「こどもと先生の時間」を生み出す体制の整備
教育 DX をとおして校務の効率化と ICT 活用の推進体制の整備
- ④ デジタル学習基盤及び教育データ利活用環境の整備
教育データ利活用を前提とし、変化の速い技術に対応できる持続可能なデジタル学習基盤の整理を行う

(4) 本市の計画策定の状況

本市では、学校教育情報化推進計画として、現在、次の計画を策定、運用している。

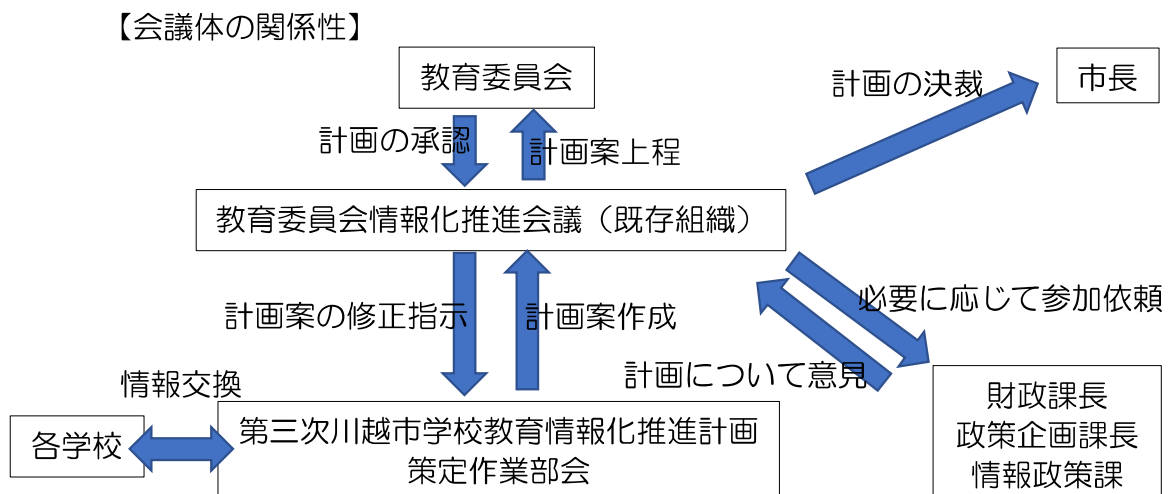
- ① 計画名称
第二次川越市学校教育情報化推進計画
- ② 計画期間
令和4年度～令和7年度
- ③ 計画の主な内容
教育を取り巻く社会情勢の変化に応じ本市における学校教育の情報化を計画的に推進することを趣旨として策定している。具体的には、

「ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成」「教職員のICT 活用・指導力の向上」「ICT 推進体制の整備と校務の改善」「ICT を活用するための環境の整備」について記載している。

2 第三次川越市学校教育情報化推進計画の策定スケジュールについて
第二次川越市学校教育情報化推進計画の計画終了に合わせて、次期計画として、「第三次川越市学校教育情報化推進計画（以下、「第三次計画」という。）を策定する。

(1) 「第三次計画」策定方法

- ① 「第三次計画」策定にあたる会議体整備
- ・川越市教育委員会情報化推進会議（既存組織）
教育委員会内の計画に対する認識共有を図る。また、必要に応じて、財政課長、政策企画課長、情報政策課長の参加を求め、市長部局とも情報共有する。
 - ・第三次川越市学校教育情報化推進計画策定作業部会計画素案の策定にあたる中で、学校教育部内及び関係課、各校の計画に対する意思統一を図る。



- ② 「第三次計画」策定の流れ
- ・策定作業部会、情報化推進会議で計画案策定
 - ・定例教育委員会で計画案の協議、議決
 - ・市長決裁により、計画策定

【計画策定に向けたスケジュール（概要）】

【計画策定の流れ】

- ① 定例教育委員会（6月）
 - ・「第二次川越市学校教育情報化推進計画」総括を報告。
 - ・「第三次川越市学校教育情報化推進計画策定作業部会」の新規立ち上げを含め、組織的・計画的に計画策定を行うことについて報告。

- ② 第1回 策定作業部会（11月）
 - ・「第三次学校教育情報化推進計画」の位置づけについて説明する。
 - ・事前に配布した「第三次学校教育情報化推進計画」素案について、各課の関係個所についての検討

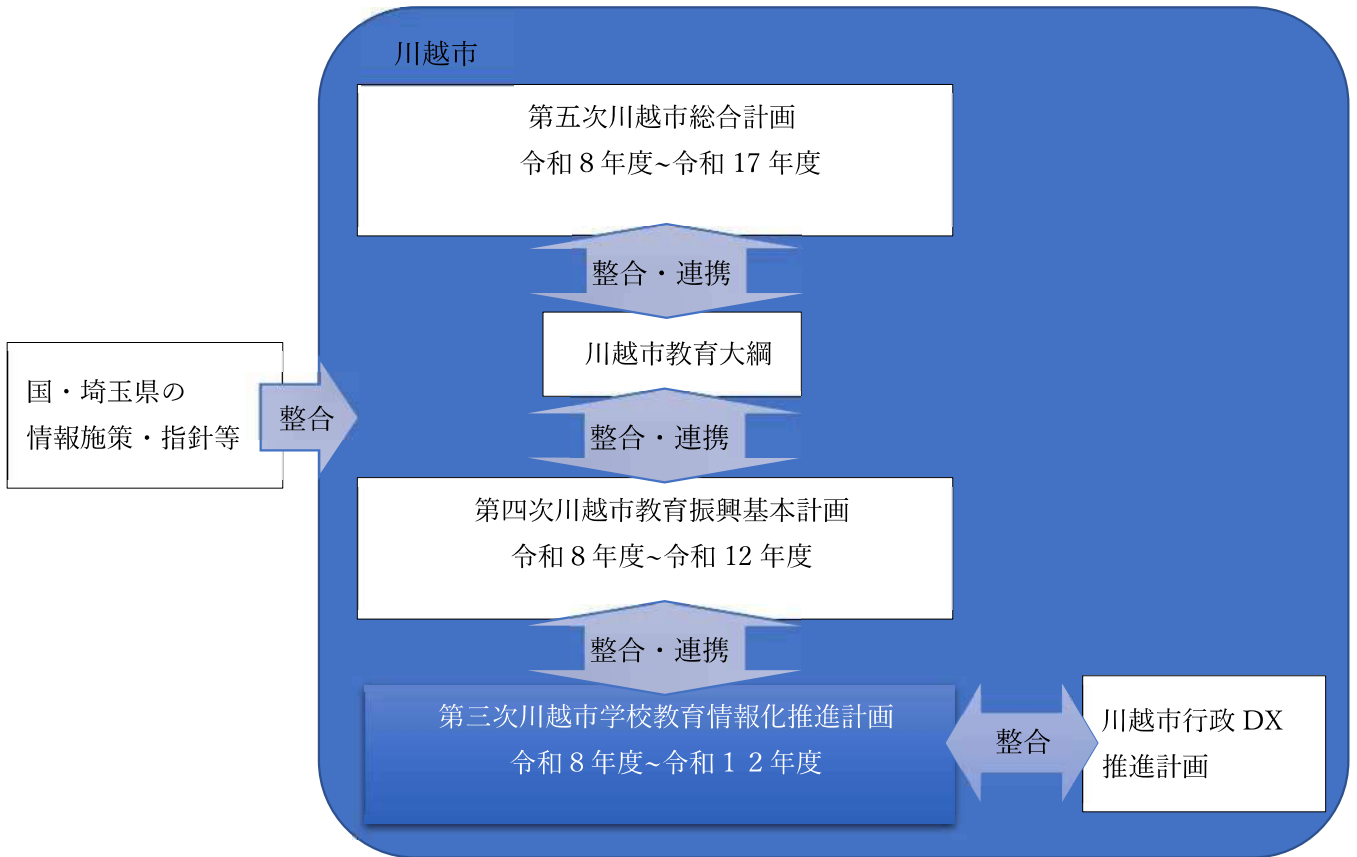
- ③ 教育委員会情報化推進会議（12月）
 - ・「第三次学校教育情報化推進計画」の位置づけについて説明する。
 - ・「第三次学校教育情報化推進計画」素案の検討。

- ④ 第2回 策定作業部会（1月）
 - ・教育委員会情報化推進会議の意見を踏まえ、「第三次学校教育情報化推進計画」素案について、各課の関係個所についての検討

- ⑤ 定例教育委員会 議案（2月）
 - ・「第三次学校教育情報化推進計画」案 議決

- ⑥ 市長決裁（3月）

【計画の位置づけ】



**第三次川越市学校教育情報化推進計画
(案)**

令和8年度～令和12年度

令和8年4月
川越市教育委員会

目次

第1章 総論.....	1
第1節 計画の策定に当たって	1
第1項 計画策定の背景と趣旨	1
第2項 計画の位置づけ	3
第3項 計画の範囲.....	4
第4項 計画の期間.....	5
第5項 計画の推進体制	6
第6項 第二次川越市学校教育情報化推進計画の成果と課題について.....	7
第2節 計画の基本的な考え方	13
第1項 基本理念.....	13
第2項 計画の全体像.....	15
第2章 各論.....	16
目標1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	16
施策1 情報活用能力を育成するICT活用の推進.....	16
施策2 デジタル社会に対応した情報モラル・メディアリテラシー教育の充実.....	18
施策3 先端技術の理解と情報活用能力（特性の理解）の体系的育成.....	19
施策4 多様な教育的ニーズへのきめ細かな対応.....	19
目標2 児童生徒の可能性を引き出す教職員のICT活用指導力の向上... 21	
施策1 教職員のICT活用指導力を向上させる教職員研修の実施.....	21
施策2 学校教育の情報化を支える組織体制の整備.....	23
目標3 教育DXをとおした「子どもと先生の時間」を生み出す体制の整備 24	
施策1 次世代校務支援システムの設計・調達・運用.....	24
施策2 専門的な人材の活用による支援体制の維持・更新.....	25
施策3 生成AIを活用した校務の効率化.....	25
目標4 デジタル学習基盤及び教育データ利活用環境の整備.....	27
施策1 ソフトウェア環境の整備.....	27
施策2 ハードウェア環境の整備.....	28
施策3 ネットワーク環境の整備.....	28
施策4 教育情報の取扱いについての整備.....	29
文献目録.....	31

第1章 総論

第1節 計画の策定に当たって

第1項 計画策定の背景と趣旨

情報通信技術（ICT）は社会のあらゆる場面に深く浸透し、私たちが社会生活を送る上で必要不可欠な基盤となっています。特に生成AI¹をはじめとするデジタル技術の飛躍的な発展は、私たちのコミュニケーションやサービスの提供方法を劇的に変え、社会の姿や私たちの生活の在り方を大きく変容させています。

このような予測困難な時代を見据える中で、児童生徒一人ひとりが自らのよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、社会の変化を柔軟に受け止め、主体的に学び続けていくことが求められています。国においては、令和元年6月に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律²」では、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備が重要であることが示されています。また、次期学習指導要領の策定に向けた中央教育審議会での議論においては、教育の質の向上と多様性の包摂を両立させ、デジタル学習基盤³の活用を前提とした学びの形を示そうとしています。

本市においては、学校教育の情報化について第二次川越市学校教育情報化推進計画（令和4年度～令和7年度、以下「第二次計画」という。）を通じて、GIGAスクール構想⁴の加速化に対応し、児童生徒への1人1台端末配備や高速インターネット回線の整備、教職員研修、統合型校務支援システム⁵の運用などを進めてきました。し

¹ 生成AI

文章や画像、音声などを自律的に生成できる人工知能の技術。

² 学校教育の情報化の推進に関する法律

情報通信技術（ICT）の活用を通じて教育の充実や教職員の負担軽減、全ての児童生徒への教育機会の均等を図ることを目的としています。

³ デジタル学習基盤

情報通信技術（ICT）を活用した学習活動を支える、情報機器、ネットワーク、ソフトウェアなどの仕組み

⁴ GIGAスクール構想

令和元年度から国が主導している教育改革で、「全国の児童生徒に1人1台の学習用端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を整備する取り組み。本計画の基盤となる環境整備を指す。

⁵ 統合型校務支援システム

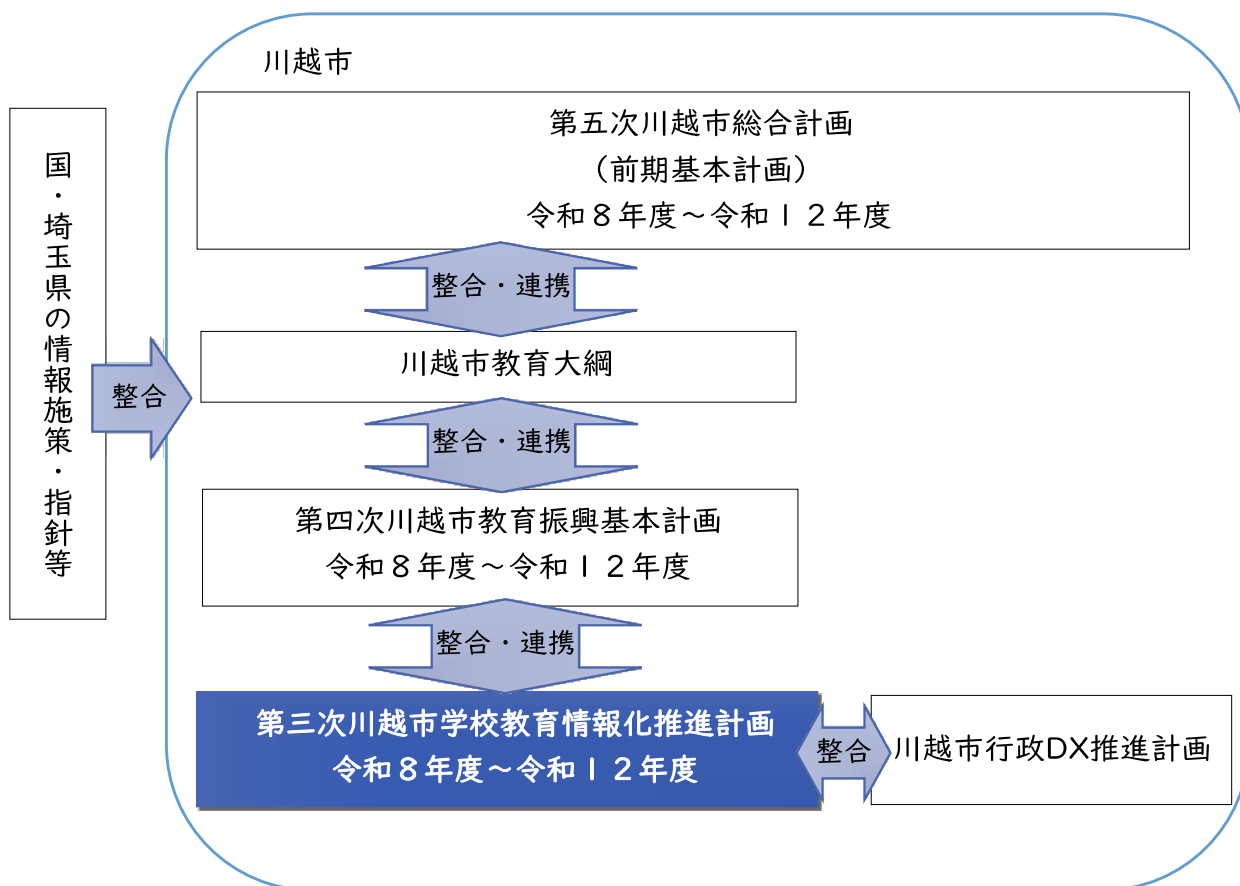
教務（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍（指導要録等）及び学校事務等を統合した機能を有している情報処理システムのこと。

かし、第二次計画の終期を迎えるにあたり、対応に必要な学校教育の情報化に関する事項は増加し続けています。

本計画は、国・県の動向と本市の第二次計画期間中に明らかになった課題を踏まえ、学校教育の情報化をとおして児童生徒一人ひとりの可能性が最大限に引き出される教育を実現するとともに、自らの人生を舵取りし、持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成に資することを趣旨とします。

第2項 計画の位置づけ

本計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第2項⁶に基づき策定するものであり、第四次川越市教育振興基本計画における施策の実現を目的として策定するものです。

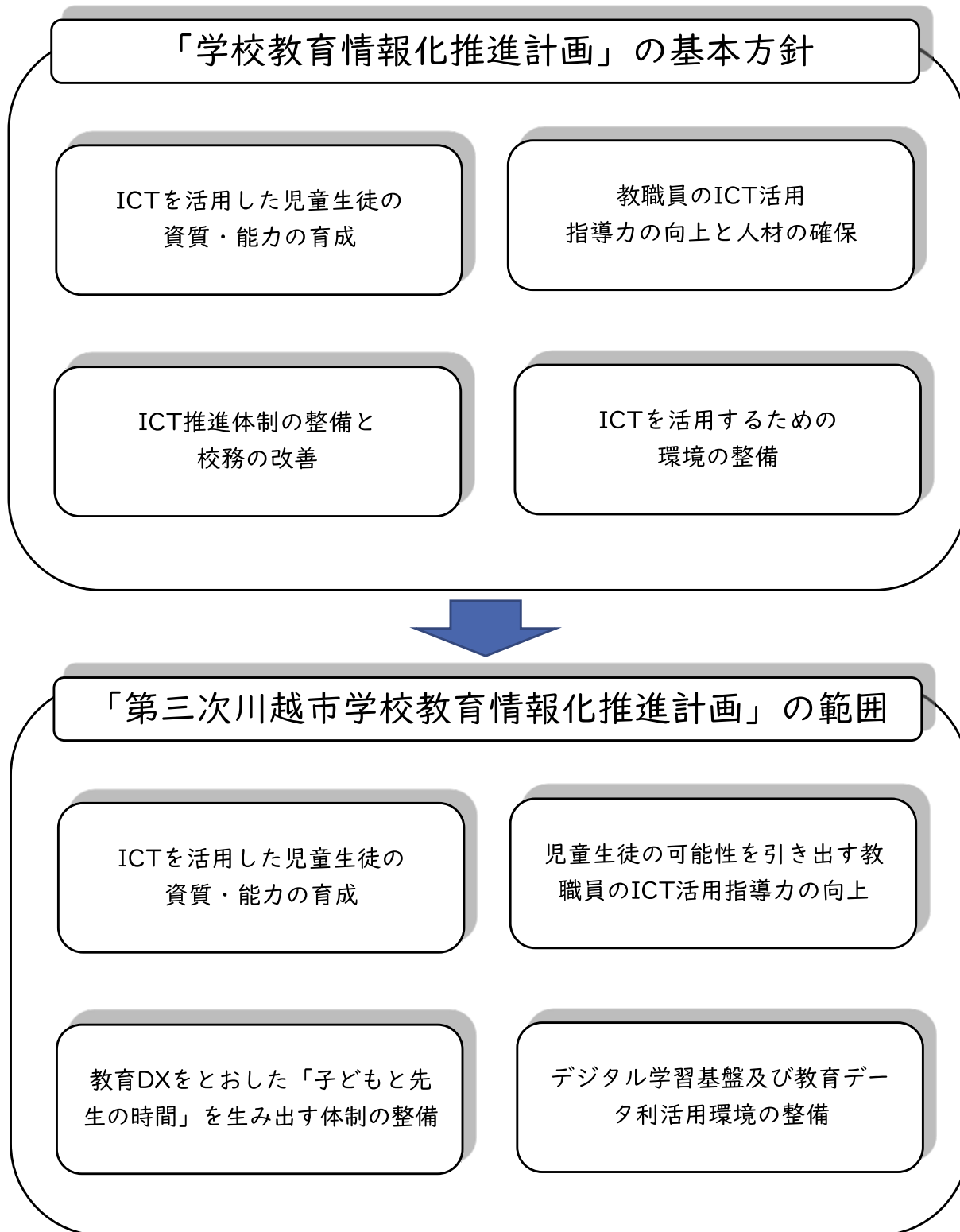


⁶ 学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第2項

市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第3項 計画の範囲

「学校教育情報化推進計画（令和4年12月文部科学省）」において定められた4つの基本方針を中心として、本市学校教育の情報化に関連する以下の4つの事項を本計画の範囲とします。



第4項 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から、第四次川越市教育振興基本計画の終期に合わせた令和12年度までの5年間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第三次川越市教育振興基本計画 (~令和7年度)	第四次川越市教育振興基本計画 (令和8年度~令和12年度)				
第二次川越市教育情報化推進計画 (~令和7年度)	第三次川越市学校教育情報化推進計画 (令和8年度~令和12年度)				

本計画は今後5年間に取り組むべき施策の方向性について示すものですが、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第5項 計画の推進体制

目標を達成できるよう庁内体制を整備し、進行管理を行うことで、本計画を推進していきます。

(1) 庁内体制の整備

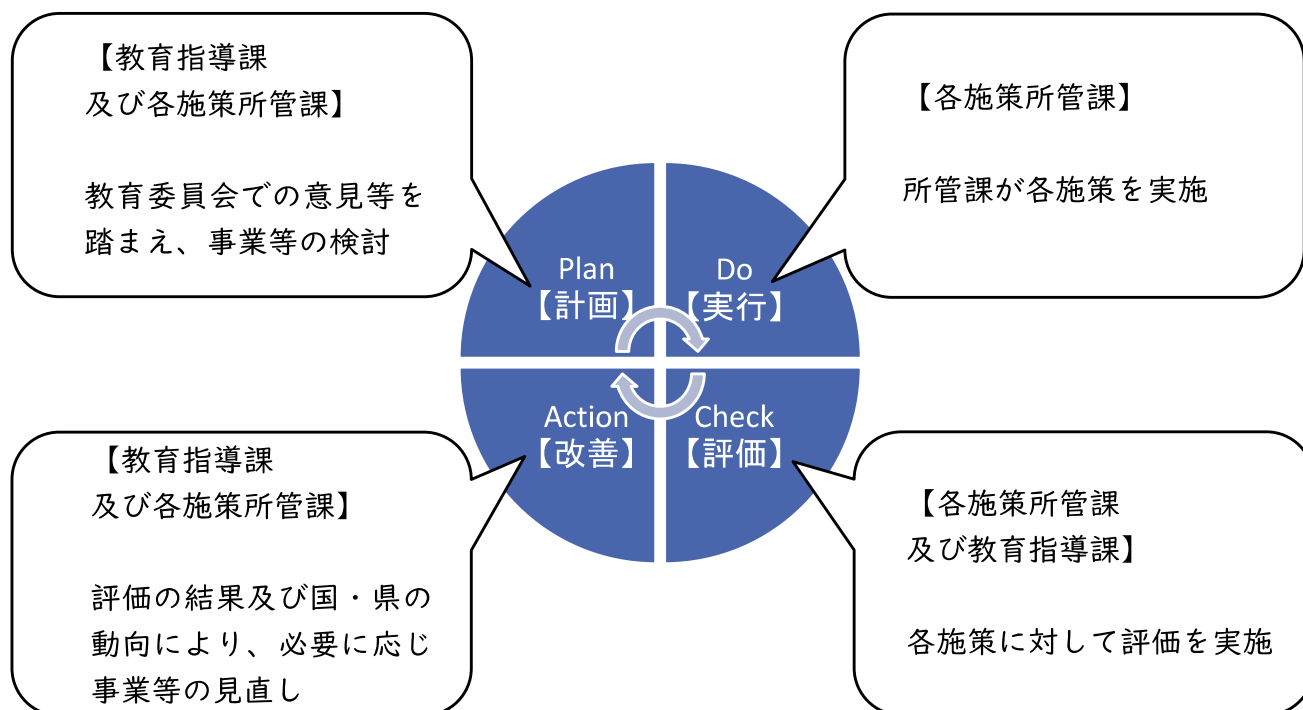
本計画の施策を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて庁内関係部局等で構成する会議を開催し、本計画の推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画の策定担当課である教育指導課において進行管理を行います。

各課は、毎年、教育指導課に進捗状況を報告することとし、教育指導課は、報告を受け、年次評価を行うこととします。

また、評価結果については、情報化推進会議に諮り、教育委員会に報告・公表することとします。



評価について



第6項 第二次川越市学校教育情報化推進計画の成果と課題について

第二次計画では、Society 5.0⁷時代に求められる情報活用能力⁸の育成に対応することを目的とし、各施策を推進してきました。

第二次計画の目標1から目標4について、それぞれの成果と課題の概要は次のとおりです。

目標1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

【目標の概要】

学習の基盤となる情報活用能力を養い、ICTを効果的に活用することで、個別最適な学び⁹と協働的な学び¹⁰を充実させてきました。こうした取り組みを通じて、生きていくために必要な資質・能力の育成を図ってきました。

【成果】

- ・児童生徒が学習の基盤となる情報活用能力を身につけるための指導体制と環境を整備しました。
- ・ICTを活用した「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の一体的な充実に向け授業改善の方向性が示し、実践への取組を開始しました。
- ・プログラミング的思考¹¹を育成するための指導プランを作成し、各教科等での指導の方向性が明確化しました。

⁷ Society 5.0

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）で示された、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会。

⁸ 情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

⁹ 個別最適な学び

児童生徒一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」と、児童生徒自身で学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。

¹⁰ 協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、児童生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び。

¹¹ プログラミング的思考

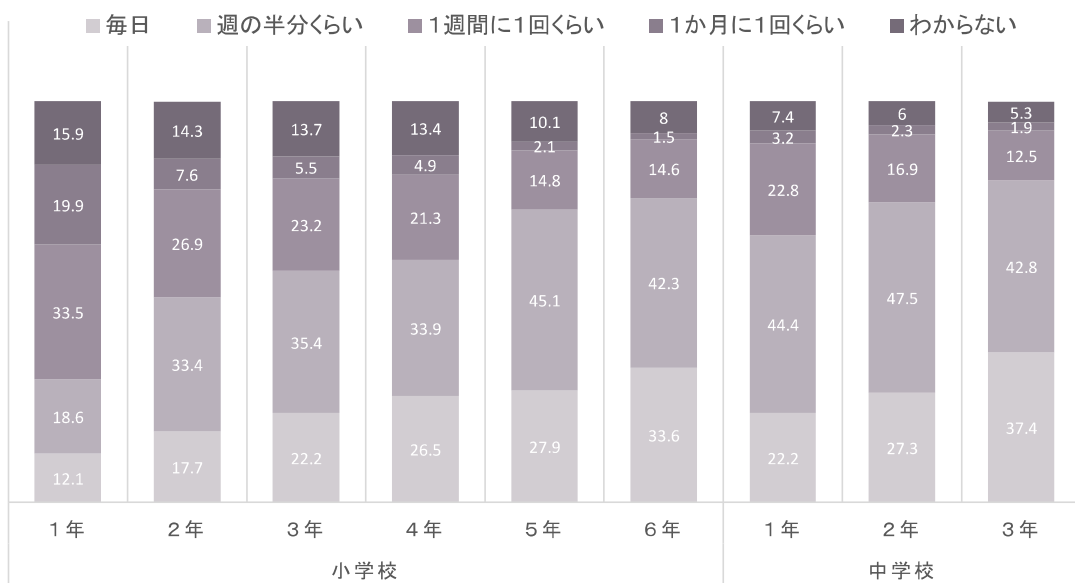
実現したい一連の活動の実現に向けて、どのような組み合わせが必要かを考え、それに対応する記号の組み合わせ方を論理的に考える力。

- ・配慮・支援が必要な児童生徒に対するデジタル技術の有効性が確認され、学びにくさを改善する手立てとしての継続的な取組の必要性が明確になりました。

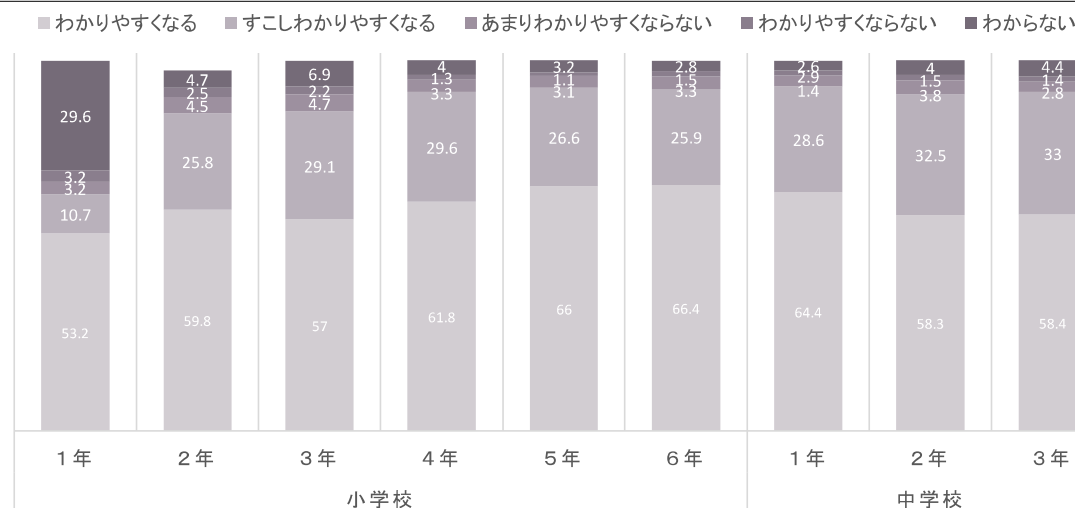
【課題】

- ・情報活用能力のさらなる深化と「個別最適な学び」及び「協働的な学び」への効果的な接続が依然として課題となっています。
- ・情報モラル教育、情報セキュリティ教育、プログラミング教育において体系的な学習の確立と内容の更なる充実が必要です。特に、デジタル社会における広義な情報モラルの啓発を行う必要があります。
- ・家庭学習でのICT活用を推進するためには、授業と関連付けた効果的な連携と活用方法の定着が不可欠です。
- ・配慮・支援が必要な児童生徒へのICT活用による支援は、継続的な取組と、デジタル技術を効果的に活用するための方策の蓄積が必要です。

学校の学習でコンピュータをどれくらい使っていますか。(令和7年度児童生徒対象)



コンピュータを使うことで学校の授業はわかりやすくなりますか(令和7年度児童生徒対象)



目標2 児童生徒の可能性を引き出す教職員のICT活用指導力の向上

【目標の概要】

児童生徒の情報活用能力を育成するためには、教職員がICT活用指導力を身に付けることが求められます。ICTを効果的に活用し、誰一人取り残さず、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教職員のICT活用指導力の向上を目指してきました。

【成果】

- ・年1回以上の管理職研修を継続して実施しました。研修内容はGIGAスクール構想の全体像理解から、授業における具体的な活用シーンの実習まで、各校のニーズに合わせた内容を提供することができました。
- ・令和4年度には各校で情報教育推進委員を選定し、ICT活用推進の核となる体制を構築しました。
令和5年度以降、文部科学省のリーディングDXスクール事業¹²を通じたモデル校の指定と事例共有を実施し、市内において活用モデルとなる教職員養成が進んでいます。
- ・苦手意識を持つ教職員に対するフォローアップ研修や新任教職員に対する導入研修を令和4年度から継続的に実施し、全ての教職員が本市のICT環境に慣れるための支援体制を維持しています。

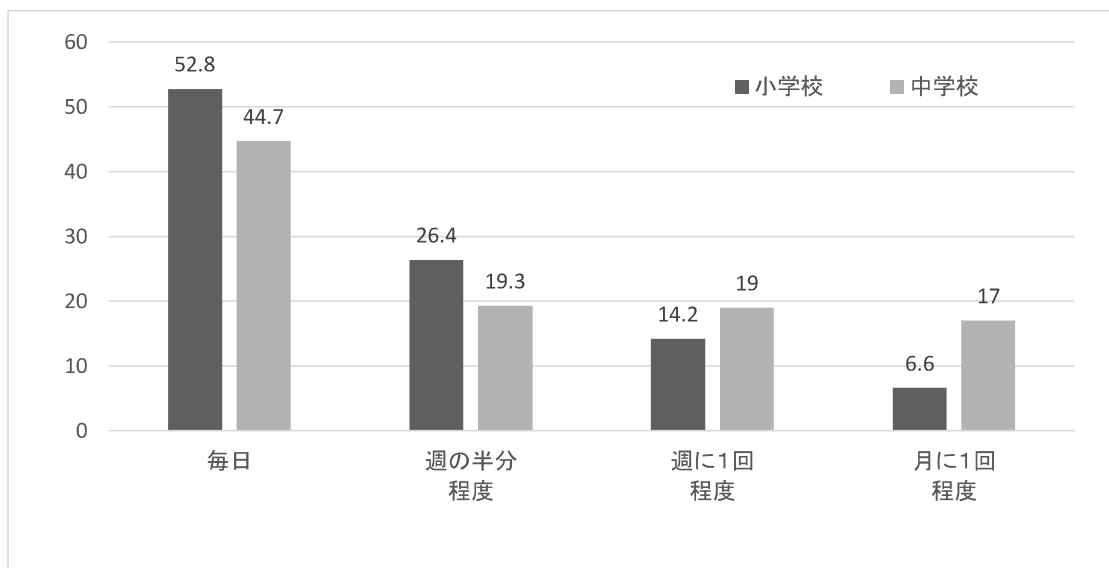
【課題】

- ・ICTの活用モデルとなる教職員養成が進んでいる一方で、市内の他の教職員、学校へ効果的に横展開を図ることが課題となっています。
- ・「令和の日本型学校教育」や次期学習指導要領で求められる授業の形の変化に対応するため、デジタル活用を前提とした授業の在り方について教職員全体が理解を深め、指導方法として定着させることが必要です。

¹² リーディングDXスクール事業

一人一台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務DXを行い、全国に好事例を展開するための事業。

学習者用コンピュータの授業での使用頻度はどの程度ですか（令和7年度教職員対象）



【参考】令和7年度ICTにかかる教職員研修

研修名	開催時期	対象者	参加人数	内容
GIGAキックスタートプログラムコア研修会	令和7年4月～6月	新任・転任教職員	105名	1人1台端末の基本的な使用方法
GIGAフォローアップ研修会	令和7年7月	ICTの活用に苦手意識をもっている教職員	5名	情報機器の基本的な使用方法
GIGA管理職研修会	令和7年6月	市立学校長	56名	情報セキュリティについて
GIGAオンデマンド研修	令和7年6月～1月	市内全教職員	1500名程度	ICTを効果的に活用した授業づくり
保護者と共に考える研修会	令和7年6月	市立小・中学校教職員・保護者代表	53名	情報モラルについて

目標3 教育DXをとおした「子どもと先生の時間」を生み出す体制の整備

【目標の概要】

学校教育活動において児童生徒の資質・能力を育むためには、教職員が児童生徒の指導に十分な時間を割くことができるようになることが重要です。教育DXをとおして校務の効率化を図るとともに、ICT活用推進のための必要な組織と体制を整備し、教職員の事務作業にかかる時間を減少させることで、子どもと先生が触れ合う時間を増加させることを目標としました。

【成果】

- ・令和4年度に「川越市教育システム環境設計業務委託」を通じて、専門的なコンサルティングの活用により、次世代校務支援システム¹³の導入指針を明確化しました。
- ・民間事業者への業務委託により、訪問支援員やコールセンターの整備を通じて学習者用コンピュータの円滑な運用支援体制を構築・維持しています。
- ・文部科学省の学校DX戦略アドバイザー事業を活用し、専門家による支援を受けることで、教職員のICT活用推進体制を強化しました。

【課題】

- ・技術進化の速度が非常に速い中、次世代校務支援システム構築には、常に最新の技術動向の継続的な把握に努めることが求められます。セキュリティの確保と費用対効果の検証を並行して行いつつ、時代の変化に対応したシステム導入に向け、精度の高い調整を迅速に進める必要があります。
- ・ICT機器の活用場面が増加していることから、教職員が安心して指導に専念できるよう、訪問支援員やコールセンター整備等による継続的な運用支援を維持・拡充していく必要があります。
- ・研修実施や指導プラン作成の質の維持・向上を図るため、文部科学省の事業の活用を含め、専門家による継続的な支援を引き続き実施していく必要があります。

¹³ 次世代校務支援システム

校務系・学習系ネットワークの統合、クラウド活用を前提とした校務支援システム。

目標4 学校教育を支えるICT環境の整備

【目標の概要】

児童生徒の情報活用能力の育成、教職員のICT活用指導力の向上及び校務の効率化には、土台としてのICT環境が不可欠です。児童生徒にとって学びやすく、教職員にとって活用しやすいICT環境の整備を推進しました。

【成果】

- ・次世代校務支援システムを含む学校におけるデジタル環境について、学習系ネットワークと校務系ネットワーク統合を視野に入れ、国・県・事業者への調査を行い、整備に必要な予算や機器・製品の選定を進めました。
- ・令和6年度に学習系ネットワークの基盤となる回線増強及び機器更改を実施し、高速大容量通信に対応できるICT環境の基盤強化を実施しました。
- ・文部科学省の「教育情報セキュリティポリシー¹⁴に関するガイドライン」を参考に、本市のセキュリティポリシーに基づいた教育情報セキュリティポリシーを制定しました。令和5年4月から運用を開始し、教育情報資産を守るための明確な基準と体制を確立しました。

【課題】

- ・「川越市情報セキュリティポリシー」や文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改定に伴い、制定した「川越市教育情報セキュリティポリシー」の適宜適切な改定を継続して検討していく必要があります。

¹⁴ 情報セキュリティポリシー

組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

第2節 計画の基本的な考え方

第1項 基本理念

デジタル社会を主体的に生き抜き、自らの人生を舵取りする、持続可能な社会の創り手の育成

本基本理念は、第一次・第二次計画で達成されたICT環境の基盤整備を土台とし、その次の段階として、デジタル技術の活用を教育の質的変革（教育DX）につなげることを目指します。

次期学習指導要領の議論においても、予測困難な時代をしなやかに生きるためには、児童生徒が「自らの人生を舵取りできる力」が不可欠であるとされています。そのため、本計画は児童生徒が主体的に学習を調整する力(自己調整力)や粘り強く取り組む態度といった「学びに向かう力」の育成をICT活用を通じて推進します。

デジタル社会の構成員として、情報や情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用し、新たな価値の創造に挑む力が重要です。本計画の推進においては、国が喫緊の課題としている小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図り、知識の習得に留まらず、探究的な学びの過程で情報技術を活用することを重視します。デジタル化の負の側面（フィルターバブル¹⁵やエコーチェンバー¹⁶、ネット依存等）が顕在化する中、情報活用能力の中でも情報モラルやメディアリテラシー¹⁷の育成強化を体系的に行います。また、次代の社会を担う児童生徒の育成や県の計画、中央教育審議会の方向性にあるとおり、多様な他者と協働しながら、民主的で持続可能な社会の創り手となる力を育成します。

さらに、ICTの強みを最大限に活用し、「デジタルカリアルか」という二項対立に陥らず、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの可能性が最大限に引き出される教育を実現します。これは、児童生徒一人ひとりの興味や関心、進度、特性に応じて指導方法や教材を柔軟に提供する「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体

¹⁵ フィルターバブル

自分の好む情報だけに囲まれ、多様な意見から隔離されやすくなる現象。

¹⁶ エコーチェンバー

SNS等で、自分と似た興味関心を持つユーザーが集まる場でコミュニケーションする結果、自分が発信した意見に似た意見が返ってきて、特定の意見や思想が増幅していく状態。

¹⁷ メディアリテラシー

メディアの意味と特性を理解したうえで、受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、メディアのり方を考え、行動していくことができる能力。

的な充実を深化させることで実現されます。また、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要する児童生徒といった多様な教育的ニーズを持つ子どもたちへのきめ細かな対応を充実させます。

第2項 計画の全体像

本計画は、児童生徒の資質向上、組織的な指導力向上、教育DXによる「子どもと先生の時間」の創出、安定的な環境整備の4点を重点目標としています。以下は、本市が目指す教育情報化の全体像を体系的に示したものです。

基本理念

**デジタル社会を主体的に生き抜き、自らの人生を舵取りする、
持続可能な社会の創り手の育成**

目標1

ICTを活用した児童
生徒の資質・能力の育成

- 施策1 情報活用能力を育成するICT活用の推進
- 施策2 デジタル社会に対応した情報モラル・メディアリテラシー教育の充実
- 施策3 先端技術の理解と情報活用能力（特性の理解）の体系的育成
- 施策4 多様な教育的ニーズへのきめ細かな対応

目標2

児童生徒の可能性を引き出す
教職員のICT活用
指導力の向上

- 施策1 教職員のICT活用指導力を向上させる教職員研修の実施
- 施策2 学校教育の情報化を支える組織体制の整備

目標3

教育DXをとおした
「子どもと先生の時間」
を生み出す体制の整備

- 施策1 次世代校務支援システムの設計・調達・運用
- 施策2 専門的な人材の活用による支援体制の維持・更新
- 施策3 生成AIを活用した校務の効率化

目標4

デジタル学習基盤及び
教育データ利活用環境
の整備

- 施策1 ソフトウェア環境の整備
- 施策2 ハードウェア環境の整備
- 施策3 ネットワーク環境の整備
- 施策4 教育情報の取扱いについての整備

第2章 各論

計画の推進に当たっては、国の「学校教育情報化推進計画」が示す基本方針を本市の施策の軸としつつ、教育DXの具体的な工程表として「教育DXロードマップ¹⁸」の視点を効果的に取り入れます。これにより、単なるICT機器の導入に留まらない、教育の質的変革と児童生徒一人一人の個別最適な学びの実現を目指します。

目標Ⅰ ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

ICTの特長は「時間的・空間的制約を超える」、「双方向性を有する」ということです。学習の基盤としての情報活用能力を身に付け、ICTを効果的に活用して、協働的な学びや、誰もが自分らしく学ぶことができる個別最適な学びを充実し、生きていくために必要な資質・能力を育成します。

なお、市立高校・市立特別支援学校においては、令和4年度より共通必修修科目となった「情報Ⅰ」の内容に準拠して実施し、必要に応じて情報共有を行っていくものとします。

施策Ⅰ 情報活用能力を育成するICT活用の推進

○ICT資質・能力育成リストの更新・周知・活用

(教育指導課、各市立小中学校)

次期学習指導要領の小学校の総合的な学習の時間における「情報の領域(仮称)」、中学校の「情報・技術科(仮称)」の調査研究を踏まえ、ICT資質・能力リストを更新・周知し、各市立学校にて活用していきます。

¹⁸ 教育DXロードマップ

「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」のミッションに加え「誰もが、いつでもどこからでも、だれとでも、自分らしく学べる社会」の実現に向け、デジタルを手段として、学習者主体の教育への転換や教職員が子どもたちと向き合える環境を整えるための論点や工程表をまとめたもの。

○ICT活用授業事例の周知・活用

(教育指導課、各市立小中学校)

ICTの効果的な活用に向けた授業改善を図るため、「川越市小・中学生学力向上プラン」でICT活用事例を示し、各市立小中学校にて活用していきます。

○家庭学習プラン作成・周知・活用

(教育指導課、各市立小中学校)

家庭においても、児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、ICT活用を含めた家庭学習プランを検討・作成します。作成したプランを「川越市小・中学生学力向上プラン（家庭学習版）」で周知することで、市内全校でICTを効果的に活用した家庭学習を推進していきます。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
				次期学習指導要領 小学校先行実施	次期学習指導要領 中学校先行実施	全面実施
ICT資質・能力育成 リスト更新・周知・活用	教育指導課	周知 更新				
	各市立小中学校	活用				
ICT活用授業事例の 周知・活用	教育指導課	周知 改善				
	各市立小中学校	活用				
家庭学習プランの 作成・周知・活用	教育指導課	作成 周知				
	各市立小中学校	実施				

施策2 デジタル社会に対応した情報モラル・メディアリテラシー教育の充実

○情報モラル・メディアリテラシー指導カリキュラム改善・周知・実施

(教育指導課、各市立学校)

各教科・領域の授業の中で、体系的に情報モラル・情報セキュリティの視点を持った学習活動に取り組むため、発達段階に応じた指導カリキュラムの継続的改善を行い、デジタル技術の活用を前提とした情報モラル教育として再定義します。さらに、フィルターバブルやエコーチェンバー、偽・誤情報のリスクを理解し複数の情報源の比較や発信元の確認を通じて、情報を正しく評価できる能力の育成を図ります。

作成した指導カリキュラムを周知し、各市立学校の年間指導計画に反映することで、発達段階に応じた指導を実施し、情報モラル・メディアリテラシーの習得を図ります。

特別支援学級においても児童生徒の実態に合わせて必要な指導を実施していきます。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
「情報モラル・メディアリテラシー」 指導カリキュラム改善・周知・実施	教育指導課					
	各市立学校					

施策3 先端技術の理解と情報活用能力（特性の理解）の体系的育成

○情報技術の特性理解に関する指導体系の調査・研究・周知
 （教育指導課、各市立学校）

国の「情報活用能力の抜本的向上」に向けた議論を踏まえ、発達段階に応じた「情報技術の特性の理解」の学習内容を明確化します。小学校段階では体験的な活動を通じて基礎を培い、中学校以降の「特性の理解」をより専門的に学ぶ段階へ円滑に接続できるように、調査研究を進め、各学校へフィードバックします。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
情報技術の特性の理解 指導体系の調査・周知・実施	教育指導課					
	各じ					

施策4 多様な教育的ニーズへのきめ細かな対応

○配慮・支援が必要な児童生徒に対する支援策の調査研究・周知・実施
 （教育センター、教育指導課、各市立学校）

配慮・支援が必要な児童生徒に対し、オンライン会議システムやメタバース、ユーザー補助機能等¹⁹のICTを活用した支援策の先行事例を調査研究します。効果的な活用方法については、各担当課で集約・周知し、各市立学校にて実施していきます。

¹⁹ ユーザー補助機能

ICT機器を簡単に快適に使用できるようにする機能。画面読み上げ機能、画面の一部を拡大して表示する機能、マウスでの文字入力等。これらの機能によって、体の不自由な人等がさまざまな機器を便利に使えるようになる。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
配慮・支援が必要な児童生徒に対する支援策の調査研究・周知・実施	教育センター 教育指導課					
	各市立学校					

目標2 児童生徒の可能性を引き出す教職員のICT活用指導力の向上

児童生徒の情報活用能力を育成するためには、教職員がICT活用指導力を身に付けることが求められます。最新の情報技術に対応した教職員の専門性を高めることに加え、教職員同士が知見を共有する組織的な体制を構築します。これにより、ICT活用における教職員間のスキルの格差を解消し、教職員の誰もが児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるICT活用指導力の向上を目指します。なお、指導力向上に当たってはICTを活用しオンラインで研修を実施する等、教職員の負担軽減にも配慮していきます。

施策1 教職員のICT活用指導力を向上させる教職員研修の実施

○管理職研修の実施

(教育指導課、教育センター)

ICTの活用は、授業・校務の在り方に直結する内容であり、教職員を監督・指導する管理職のICTに対する意識改革が重要です。そうしたことから、各市立学校の管理職に対して、情報を適切に管理する方法や教職員のICT活用指導力を向上させる方法、および生成AI等の先端技術が教育に与える影響と活用等についての研修会を実施していきます。

○校内リーダー養成研修の実施

(教育指導課、教育センター)

ICT活用指導力を持つ教職員の育成には、日常的なICTの使用が必要です。各校のモデルとなってICTを日常的に活用したり、他の教職員を支援したりできる情報教育主任等、ICT教育推進リーダーの養成を図るための研修会を実施していきます。

○各教職員の指導力に応じた研修の実施

(教育指導課、教育センター)

苦手意識をもっている教職員や人事異動者を対象とするICT導入研修や、ICT活用指導力調査の結果を基にした、教職員のスキルに適したフォローアップ研修、生成AIなど最新技術に関する研修、情報モラル・メディアリテラシーに関する研修など、各教職員の指導力に応じて、ICT活用指導力を養成するための研修を実施していきます。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
管理職研修の実施	教育指導課 教育センター	実施				
校内リーダー養成研修の実施	教育指導課 教育センター	内容の 検討	実施			
各教職員の指導力に応じた 研修の実施	教育指導課 教育センター	内容の 検討	実施			

※教職員研修については、教育センターにおいて策定された「川越市教職員研修計画」の中に位置付け実施します。

施策2 学校教育の情報化を支える組織体制の整備

○教職員間の連携・協働体制の検討・整備

(教育指導課、各市立学校)

各市立学校では、ICTの活用推進に当たって情報教育主任等に負担が過度に集中する傾向があります。各校の情報教育主任等が他校の運用方法や実践について情報共有・連携・協働できるようにオンライン会議システム等を活用し、定期的に情報交換ができる組織体制を検討・整備していきます。

○教育委員会内の連携・協働体制の検討・整備

(教育総務課、教育指導課、学校管理課、教育センター、各市立学校、市立図書館)

ICTを活用した学びを支えるには、教育委員会内の各部署が目的を共有し、一体となって学校をバックアップする体制が必要です。情報化推進会議等の会議体をとおして、各施策の方向性を共有するとともに、市長部局とも緊密に連携することで、最新の技術動向や現場のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を整備します。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
教職員間の連携・協働体制の 検討・整備	教育指導課	整備 検討	改善			
	各市立学校	連携 協働				
教育委員会内の連携・協働体制 の検討・整備	教育総務課 教育指導課 学校管理課 教育センター 各市立学校 市立図書館	整備 検討 運用 改善				

目標3 教育DXをととした「子どもと先生の時間」を生み出す体制の整備

児童生徒の情報活用能力をより確かなものにするためには、ICTを効果的に活用した授業の工夫を進め、教職員が児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導に注力できる環境を整えることが不可欠です。そのためには、ICTの活用範囲を授業のみならず、校務全般へと広げていく必要があります。教育DXをととして校務を効率化し、事務作業にかかる時間を削減することで、児童生徒と先生が触れ合う時間を創出します。

施策1 次世代校務支援システムの設計・調達・運用

○次世代校務支援システムの設計・調達・運用

(学校管理課、教育指導課、各市立学校)

児童生徒の出欠、成績、学習履歴等の教育データの効果的な分析・共有と、校務の効率化による事務負担の軽減を図るため、次世代校務支援システムの設計、調達及び運用を推進します。これにより、教職員がデータの利活用を通じて、一人ひとりの状況を多面的に把握したきめ細かな指導や支援に注力できる体制を構築します。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
次世代校務支援システムの設計・構築・調達	学校管理課 教育指導課	検討	構築 設計	運用 保守		
	各市立学校	統合型校務支援システム		運用		

施策2 専門的な人材の活用による支援体制の維持・更新

○専門的な人材の活用による支援体制の維持・更新

(教育指導課)

各学校において円滑にICTを活用した教育活動を実施するため、障害対応や技術支援等を迅速かつ円滑に行い、端末管理や更新作業等を実施するGIGAスクール構想支援体制²⁰を継続します。

また、専門家からの支援や助言による教職員のICTに関わる事務負担軽減と指導力向上を図るため、ICT支援員²¹等人的配置を充実させます。直接、各学校に訪問し、授業、校務、研修等の場で技術支援や障害対応等のICT活用支援を実施できる体制を継続します。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
専門的な人材の活用による支援体制の整備・維持	教育指導課	維持				

施策3 生成AIを活用した校務の効率化

○生成AIを活用した校務の効率化

(教育指導課) (各市立学校)

教職員の事務負担を軽減し、「子どもと先生の時間」を創出するため、文書作成の補助や教材研究の効率化など、校務における生成AIの有効な活用事例の収集と周知を推進します。生成AIを適切に校務に採り入れることで、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を十分に確保し、個々の学習状況に応じたきめ細かな指導を行える環境を整備します。

²⁰ GIGAスクール構想支援体制

1人1台端末環境による本格的な教育活動の円滑な運用を支え、児童生徒の学びを保障するための運営支援体制のこと。ICT支援員の業務も含まれる。

²¹ ICT支援員

授業計画の作成支援、ICT機器の準備・操作支援、校務支援、校内研修等を主な業務内容とし、日常的な教職員のICT活用支援を行う人材。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
校務の効率化に関する生成AI 活用の調査研究・周知・実施	教育指導課	周知 研究 調査				
	各市立学校	実施 (学習系のみ)		実施 (新ネットワーク 構築後)		

目標 4 デジタル学習基盤²²及び教育データ利活用環境の整備

児童生徒の情報活用能力の育成、教職員のICT活用指導力の向上及び校務の効率化には、土台としてのICT環境が不可欠です。「教育データ利活用」を前提とし、変化の速い技術に対応できる持続可能な基盤整備を行います。

施策 1 ソフトウェア環境の整備

○デジタル教材の調査・検討・整備・活用

(教育指導課、教育センター、各市立学校)

児童生徒の確かな学力育成と、個々の能力に応じた個別最適な学びを推進するため、学習効果の高い多様な教育用ソフトウェアの整備と活用を図ります。導入に当たっては、児童生徒の学習意欲の向上や定着に資するもの、及び教職員の事務負担を軽減し指導の充実につながるものを重視します。これらを最新の技術動向を踏まえながら、計画的に調査・選定・整備していきます。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
デジタル教材の 調査・検討・整備・活用	教育指導課 教育センター	検討 整備	整備 活用			
	各市立学校	活用				

²² デジタル学習基盤

情報通信技術（ICT）を活用した学習活動を支える、情報機器、ネットワーク、ソフトウェアなどの仕組み

施策2 ハードウェア環境の整備

○既存のICT機器の保守

(教育指導課)

学習者用コンピュータ・大型提示装置等の修理対応や、ネットワーク機器の管理等、学校に整備された既存のICT機器等を継続して運用するための保守を実施していきます。

○新規ICT機器の検討・整備

(教育指導課)

令和2年度導入の学習者用コンピュータや大型提示装置の経年劣化が進んでおり、学習者用コンピュータの更改(令和8年度)、既存の大型提示装置等の更改、増級対応を実施します。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
学習者用コンピュータの 更改・保守	教育指導課	更改	保守			
大型提示装置の更改	教育指導課	調査	更改			保守

施策3 ネットワーク環境の整備

○ネットワークの検討・構築・保守

(教育指導課)

今後、教科用図書(デジタル版)やMEXCBT²³(メクビット)の活用等により、教育に必要とされる情報量の更なる増加や、機微な情報の取扱いが見込まれます。

また、令和9年度に予定する校務支援システムの更新に伴うネットワークの功利的な運用が課題です。

この背景のもと、国の「学校教育情報化推進計画」で示されている学習系ネットワークと校務系ネットワークの分離を必要としないシステム構成について厳格なセキュリティ対策を講じたうえで設計・構築をしていきます。

²³ MEXCBT (メクビット)

児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるオンライン教育システム。

○教科用図書(デジタル版)の調査・ネットワーク整備

(教育指導課、各市立学校)

国の示すロードマップによると令和11年度から教科用図書(デジタル版)が全国的に活用され始めることが見込まれます。教科用図書(デジタル版)が滞りなく使用できるよう、国の動向を踏まえ、調査・必要に応じてネットワーク整備を進めてまいります。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
新ネットワークの構築・保守・運用	教育指導課	設計	構築	運用 保守		

施策4 教育情報の取扱いについての整備

○川越市教育情報セキュリティポリシーの改定・運用

(教育総務課、教育指導課)

ICT環境の急速な変化や、生成AI、クラウドサービスの本格活用といった動向を鑑み、「川越市情報セキュリティポリシー」と密接に整合を図りながら、「川越市教育情報セキュリティポリシー」の適時かつ継続的な見直しと改定を実施します。改定後のポリシーに基づき、教職員向けにはリスク対応力を高めるための実践的な研修を定期的実施し、安全かつ確実な運用体制を維持します。

○教育データ利活用に向けた調査・研究・活用

(学校管理課、教育指導課、各市立学校)

国が示す「教育データ利活用ロードマップ」では、教育データの標準化とその利活用が示されています。1人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒の学習や教職員の実践の改善に資する教育データの利活用について検討します。

また、帳簿の電子化やICT機器活用に留めず、各種システムやデータを有効に連携させる等、デジタル技術とデータの活用の在り方について調査・研究し、活用していきます。

○「教育ダッシュボード」構築に向けた調査・研究

(教育指導課)

学校内に散在する様々なデータを一つにまとめ、可視化できる「教育ダッシュボード」を構築し、きめ細かい指導や働き方改革の体制整備につながるシステムの更新方法等について検討を進め、次期運用に向けて、設計・調達をしていきます。

事務事業	実施課所	年度				
		8	9	10	11	12
教育情報セキュリティポリシーの改定・運用	教育総務課 教育指導課	運用 改定				
教育データ利活用に向けた調査・研究・活用	学校管理課 教育指導課	調査 研究 活用				
	各市立学校	活用				
教育ダッシュボードの調査研究・設計・構築	教育指導課	調査 研究		構築 設計	運用	
	市立小中学校			校務支援 システム内 機能活用	活用	

文献目録

- ・学習指導要領（平成29・30・31年 文部科学省）
- ・教育の情報化に関する手引―追補版―（令和2年6月 文部科学省）
- ・学校教育情報推進計画（令和4年12月 文部科学省）
- ・教育データ利活用ロードマップ（令和7年6月 デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省）

議案第48号

第二次川越市特別支援教育推進に関する
計画の策定について

(教育センター)

**第二次川越市特別支援教育推進に関する計画
(案)**

令和8年度～令和12年度

**令和8年4月
川越市教育委員会**

目次

I 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 特別支援教育に関する動向	3
3 川越市特別支援教育推進に関する計画の成果と課題	5
4 第二次川越市特別支援教育推進に関する計画の方向性	14
(1) 特別支援教育の理念と基本方針	14
(2) 計画の位置付け	15
5 第二次特別支援教育推進に関する計画体系図	16
II 各論	17
1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援	17
(1) 学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置	17
(2) センターの機能の一層の活用	17
(3) 保護者への特別支援教育の啓発	17
(4) 安心・安全な医療的ケア児の受け入れ	17
(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導や支援	18
2 連続した学びの場の充実	19
(1) 教育支援計画の作成・作成	19
(2) 通級指導教室の新設や巡回指導の拡充による自校通級の拡大	19
(3) 通級指導教室と在籍校の連携の強化	19
(4) 交流及び共同学習の推進	19
(5) 支援籍学習の推進	19
3 教職員の特別支援教育に係る資質向上	20
(1) 川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)の実施	20
(2) 通常の学級担任のための特別支援教育に関する研修の実施	20
(3) 特別支援学級担任のための研修の充実	20
(4) 通級指導教室担当のための研修の充実	20
(5) 特別支援教育コーディネーターのための研修の充実	20
4 関係機関との連携強化	21
(1) 療育機関等との連携	21
(2) 福祉関係機関等との連携	21
(3) 就学支援員会との連携による就学相談の充実	21
(4) 支援につながる相談窓口の周知	21
(5) 外部人材の積極的な活用	21

I 総論

1 計画策定の趣旨

本計画は、「第四次川越市教育振興基本計画」に基づき、本市の特別支援教育を総合的に推進するための計画です。特別支援教育の目標や施策を定めた上で、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に過ごすための条件整備をはじめ、発達障害を含む障害のある児童生徒だけでなく、全ての児童生徒がその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、必要な指導・支援を行うための基本的な考え方や主な取組を示すものです。

特別な支援を要する児童生徒は、年々増加傾向にあり、その教育的ニーズ¹も多様化する中、特別支援教育に係る教職員の確保、専門性の向上、通級指導教室²の増設、医療的ケア³、ICT環境等の基礎的環境整備⁴の充実など様々な課題があります。

川越市特別支援教育推進に関する計画（令和3年度～令和7年度）においては、

- ①全市立小・中学校への特別支援学級⁵の設置。
- ②特別支援教育の理解・啓発のため、全教職員を対象に特別支援教育に関する研修を実施。

¹教育的ニーズ

子ども一人一人の障害の状態や特性等による、特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援。

²通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒に対して、各教科の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人一人の障害に応じた特別の指導（自立活動等）を特別な教育の場で行う教育形態。担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

³医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われる、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。

⁴基礎的環境整備

インクルーシブ教育システムを実現するため、国・都道府県・市町村が法令や財政措置に基づき、障害のある子ども及びすべての子どもが利用しやすいように、物理的・情動的・制度的な環境を全体的・計画的に整備すること。

※インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

⁵特別支援学級

①知的障害者②肢体不自由者③病弱及び身体虚弱者④弱視者⑤難聴者⑥言語障害者⑦自閉・情緒障害者に対して、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別な教育課程を作成し、小集団の中で適切な指導及び必要な支援を行う学級。

③特別支援教育支援員⁶や学級運営支援員⁷の計画的な配置。

④多様な学びの場を適切に選択するための、就学相談⁸の充実。

の4つに重点を置いて取り組みました。

成果としては、令和7年度までに全市立小・中学校に特別支援学級設置のための教室整備を完了し、令和8年度から全市立小・中学校に特別支援学級を開設することになりました。また、特別支援教育支援員や学級運営支援員を計画的に増員・配置し、支援が必要な児童生徒の教育的ニーズに応じてきました。課題としては、全職員を対象に特別支援教育に関する研修を進めてきましたが、児童生徒一人一人に応じた支援を行うため、さらなる人材の育成と確保が必要となります。また、適切な学びの場を選択し、必要な支援を受けられるようにするため、丁寧に就学相談を進めていくことが必要です。

本計画は、国や埼玉県を示す方向性と令和3年度から令和7年度における成果と課題を踏まえ、社会の変化や多様化するニーズに対応した、本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進していくための基本的な指針として策定するものです。

⁶特別支援教育支援員

障害がある児童生徒等への学習・生活支援を行うために配置する会計年度任用職員。

⁷学級運営支援員

通常の学級において、生徒指導上や発達障害等で個別の配慮を必要とする児童生徒に支援を行うために配置する会計年度任用職員。

⁸就学相談

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する相談。

2 特別支援教育に関する動向

平成18年 ・教育基本法の改正

- ☞「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と規定

平成19年 ・学校教育法の改正

- ☞「特殊教育」から「特別支援教育」へ名称の変更

平成23年 ・障害者基本法の改正

- ☞インクルーシブ教育システムの構築・社会的障壁の除去・合理的配慮の位置付け

平成24年 ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
- ☞通常の学級において6.5%の児童生徒が特別な教育的支援が必要なことが明らかになる。

平成25年 ・学校教育法施行令の改正

- ☞障害のある児童生徒及び保護者の意向を尊重した就学先の決定

平成28年 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行

- ☞合理的配慮の提供

・発達障害者支援法の改正

- ☞発達障害のある児童生徒と発達障害のない児童生徒が共に学ぶための配慮

平成30年 ・埼玉県特別支援教育環境整備計画の策定(県)

- 令和3年
- ・障害者差別解消法の改正
 - ☞合理的配慮の提供の義務化
 - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
 - ☞医療的ケア児が医療的ケアを必要としない幼児・児童・生徒と共に学ぶための配慮
 - ・川越市特別支援教育推進に関する計画の策定(市)

- 令和4年
- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
 - ☞通常の学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒の割合が8.8%になる。
 - ・埼玉県特別支援教育推進計画(令和4年度～令和6年度)の策定(県)

- 令和7年
- ・埼玉県特別支援教育推進計画(令和7年度～令和9年度)の策定(県)

- 令和8年
- ・第二次川越市特別支援教育推進に関する計画の策定(市)

3 川越市特別支援教育推進に関する計画の成果と課題

【通常の学級】

令和7年5月1日現在、川越市の通常の学級には児童生徒数は、小学生16,490名、中学生8,610名が在籍しています。令和4年12月の文部科学省調査によると、通常の学級に在籍する学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は8.8%と報告され、川越市においても通常の学級に在籍している個別の支援を必要とする児童生徒は、国や県の調査と同様に増加傾向にあり、その対応については喫緊の課題となっています。

川越市特別支援教育推進に関する計画では、通常の学級における個別の支援を必要とする児童生徒への支援を充実させるため、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、個別の教育支援計画（教育支援プランA・B）⁹を作成し、切れ目ない支援を行えるようにしてきました。また、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実現のため、特別支援教育支援員や学級運営支援員を計画的に増員、配置してきました。さらに、市立小・中学校の通常の学級の担任が特別支援教育に関する知識や理解を深めることができるよう、研修体制を整えてきました。医療的ケアが必要な児童生徒については、児童生徒の実態を把握し、医療、学校、教育委員会で連携を密に取り、看護師の配置や業務委託による看護師派遣を行い、安全に学校生活を送ることができるよう環境の整備を行いました。

課題としては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合の増加とともに、その教育的ニーズも多様化していることから、通常の学級の担任や通常の学級に携わる教職員も特別支援教育の視点をもって教育活動や児童生徒への支援を行うことが必要です。

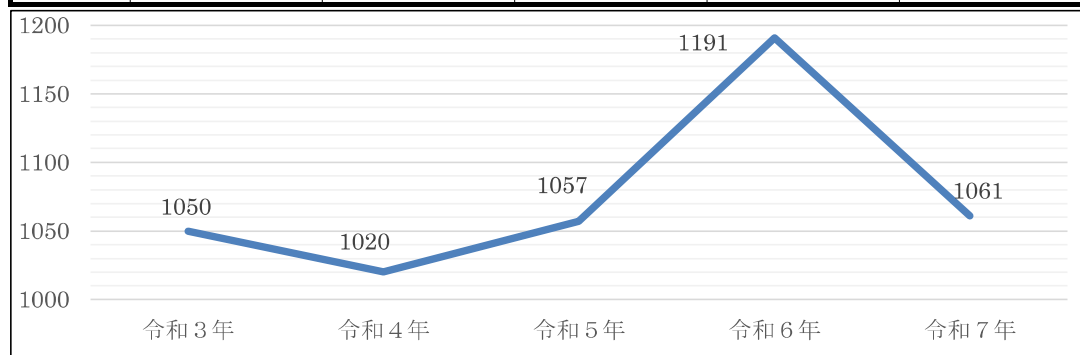
⁹個別の教育支援計画（教育支援プランA・B）

障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の観点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成される支援計画。

[表1]

市立小学校の通常の学級で配慮を要する児童数の推移 (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	1,050	1,020	1,057	1,191	1,061

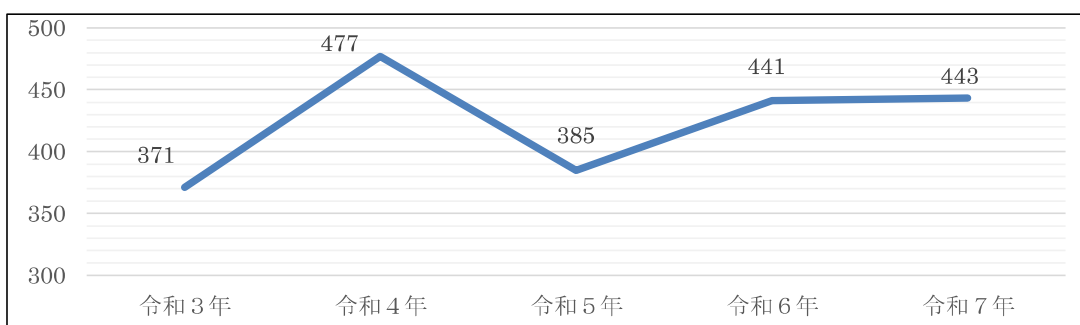


※各年度3学期末現在の児童数(令和7年度のみ1学期末現在)

[表2]

市立中学校の通常の学級で配慮を要する生徒数の推移 (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	371	477	385	441	443



※各年度3学期末現在の生徒数(令和7年度のみ1学期末現在)

【特別支援学級】

令和7年5月1日現在の川越市における特別支援学級在籍児童生徒数は、小学生664名、中学生253名となっており、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に令和5年度から令和7年度にかけては著しく増加しています。その背景として、川越市では、毎年特別支援学級の新設・増設を行い、市立小・中学校における特別支援学級設置校数は、令和7年度には52校(54校中)となりました。ほぼ全ての市立小中学校に特別支援学級が設置されたことにより、個別の支援や配慮が必要な児童生徒が適切な学びの場を選択しやすくなりました。また、新設・増設に伴い、新たに特別支援学級の担任となる教員も増えたことで、特別支援学級担任のための研修を充実させ、担当する教職員の専門性の向上を図ってきました。さらに、令和5年度より川越市独自で開催している川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)¹⁰では、令和5年度は延べ650名、令和6年度は延べ712名、令和7年度は延べ708名が受講しました。

課題としては、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴い、より多様化した一人一人の教育的ニーズに応じるための人材の確保と教職員の指導力向上も継続して取り組むことが必要です。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の卒業後を見据えた支援を考えることも求められています。

[表3]市立小学校の特別支援学級に在籍する児童数の推移 (人)

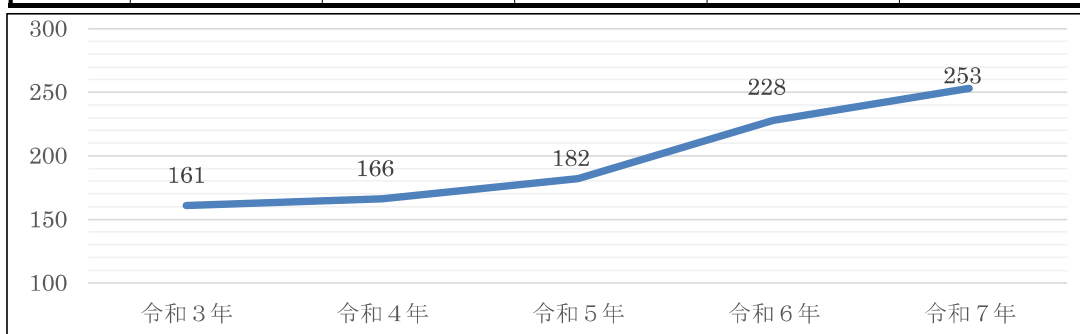


¹⁰川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)

川越市立学校に勤務している本採用者及び臨時的任用者等を対象とし、特別支援学校教諭の2種免許状取得等のために必要な特別支援学校教諭免許状取得単位の修得機会を提供する講習。

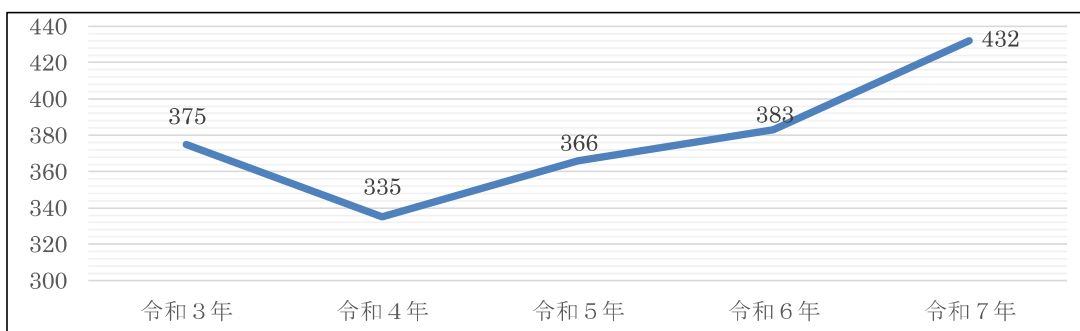
[表4]市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒数の推移 (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
生徒数	161	166	182	228	253



[表5]市で行った就学相談件数の推移 (件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	375	335	366	383	432



[表6]令和7年度市立小・中学校における特別支援学級の設置状況

小学校名	障害種		中学校名	障害種		
	知的障害	自閉症・情緒障害		知的障害	自閉症・情緒障害	弱視
川越第一小学校	○	○	川越第一中学校	○	○	
川越小学校	○	○	初雁中学校	○	○	
中央小学校	○	○	富士見中学校	○	○	
仙波小学校	○	○	野田中学校	R8 設置	○	
武蔵野小学校	○	○	城南中学校	○	○	
新宿小学校	○	○	芳野中学校	R8 設置		
大塚小学校	○	○	東中学校	○	○	
泉小学校	○	○	南古谷中学校	○	○	
月越小学校	○	○	高階中学校	○	○	
今成小学校	○	○	高階西中学校	○	○	
芳野小学校	○	○	寺尾中学校	○	○	
古谷小学校	○	○	砂中学校	R8 設置	○	
南古谷小学校	○	○	福原中学校	○	○	
牛子小学校	○	○	大東中学校	○	○	
高階小学校	○	○	大東西中学校		○	
高階南小学校	○	○	霞ヶ関中学校	○	○	
高階北小学校	○	○	霞ヶ関東中学校	○	○	
高階西小学校	○	○	霞ヶ関西中学校	○	○	
寺尾小学校	○	○	川越西中学校		R8 設置	○
福原小学校	○	○	名細中学校	○	○	
大東東小学校	○	○	鯨井中学校		R8 設置	
大東西小学校	○	○	山田中学校	○	○	
霞ヶ関小学校	○	○				
霞ヶ関南小学校	○	○				
霞ヶ関北小学校	○	○				
霞ヶ関東小学校	R8 設置	○				
霞ヶ関西小学校	○	○				
川越西小学校	○	○				
名細小学校	○	○				
上戸小学校	○	○				
広谷小学校	○	○				
山田小学校	○	○				

【通級指導教室】

川越市における通級指導教室の利用者は、令和7年5月1日現在、小学校では難聴・言語障害通級指導教室が153名、発達障害・情緒障害通級指導教室が126名、中学校では発達障害・情緒障害通級指導教室が45名となっています。通級指導教室に係る就学相談件数は増加しており、通級指導教室の必要性は年々高まっています。一人一人の教育的ニーズに応じるため、新たな通級指導教室の設置や巡回指導¹¹の充実を図ってきました。令和7年度現在、川越市には、難聴・言語障害通級指導教室が小学校に2校、発達障害・情緒障害通級指導教室が小学校に5校、中学校に2校設置されており、巡回指導を小学校5校で行っています。また、通級指導では担当する教職員の指導力と専門性が求められるため、通級指導に係る研修を毎年実施してきました。

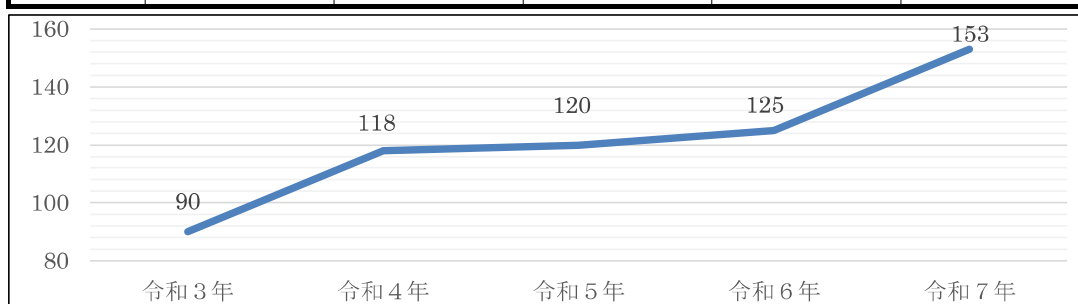
課題としては、今後も通級指導教室を利用する児童生徒数が増加していくと考えられることから、通級指導教室の場の確保や、巡回指導も含めた指導方法の工夫が必要です。また、通級指導教室担当と児童生徒が在籍する学校の学級担任との連携の在り方についても見直しが必要です。

¹¹巡回指導

通級による指導の担当教員が、当該児童生徒の在籍する公立小・中学校等を巡回して行う指導。

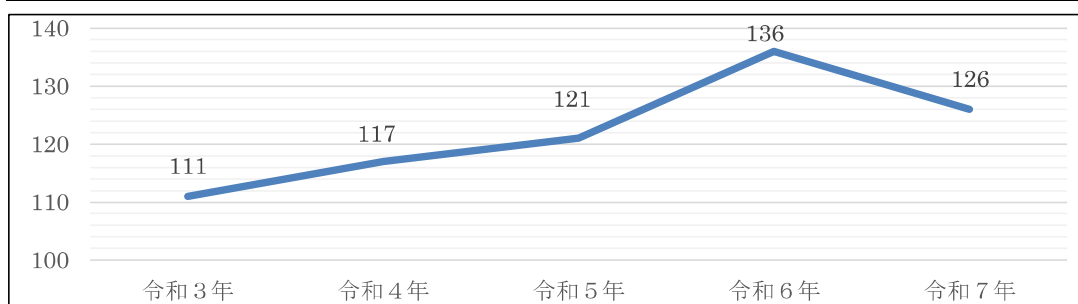
[表7]市立小学校における通級指導教室による指導を受ける児童数の推移
(難聴言語) (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	90	118	120	125	153



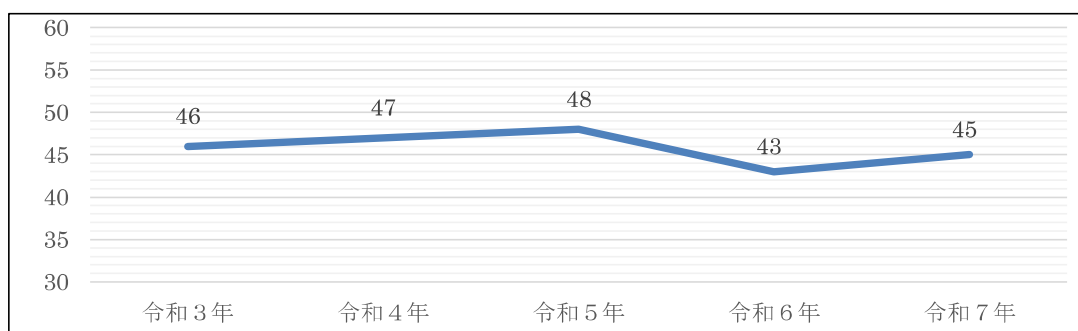
(発達障害・情緒障害通級指導教室) (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	111	117	121	136	126



[表8]市立中学校における通級指導教室による指導を受ける生徒数の推移
(発達障害・情緒障害通級指導教室) (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
生徒数	46	47	48	43	45

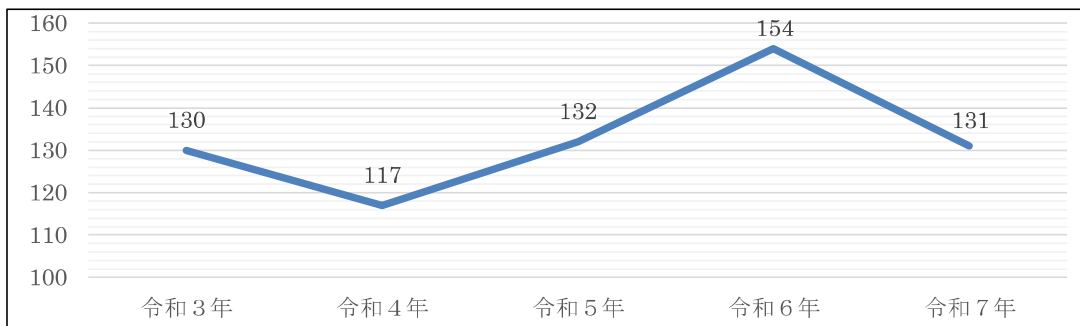


[表9]市で行った通級指導教室に係る就学相談件数の推移(小学校)

(難聴・言語障害通級指導教室)

(件)

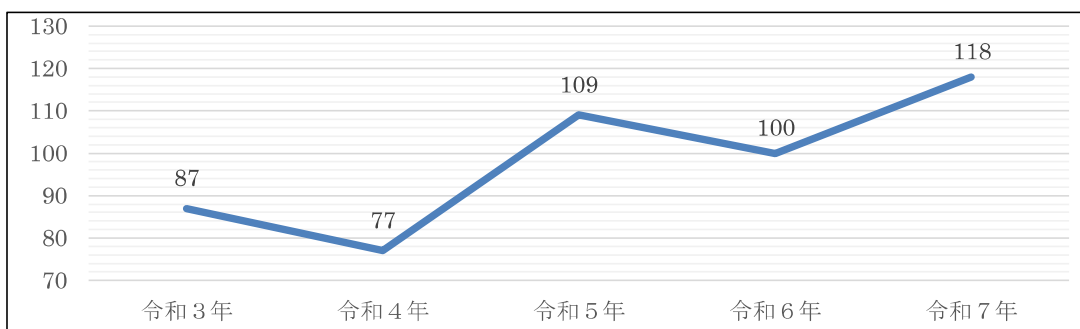
年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	130	117	132	154	131



(発達障害・情緒障害通級指導教室)

(件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	87	77	109	100	118

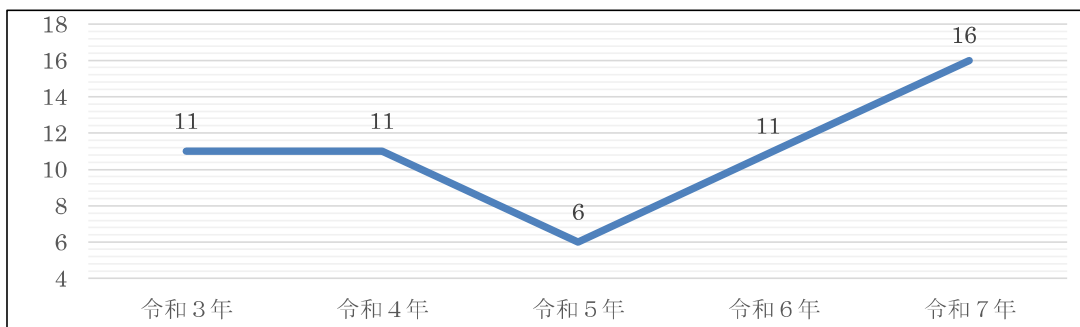


[表10]市で行った通級指導教室に係る就学相談件数の推移(中学校)

(発達障害・情緒障害通級指導教室)

(件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	11	11	6	11	16



[表11]令和7年度市立小・中学校における通級指導教室の設置状況

小学校名	障害種		中学校名	障害種	
	難聴・言語障害	自閉症 ・情緒障害		難聴・言語障害	自閉症 ・情緒障害
川越第一小学校			川越第一中学校		
川越小学校	○		初雁中学校		
中央小学校		○	富士見中学校		○
仙波小学校			野田中学校		
武蔵野小学校			城南中学校		
新宿小学校		R8 巡回	芳野中学校		
大塚小学校			東中学校		
泉小学校			南古谷中学校		
月越小学校		※ R8 設置	高階中学校		○
今成小学校		※	高階西中学校		
芳野小学校		※	寺尾中学校		
古谷小学校			砂中学校		
南古谷小学校			福原中学校		
牛子小学校	R8 設置		大東中学校		
高階小学校		○	大東西中学校		
高階南小学校			霞ヶ関中学校		
高階北小学校		※ R8 設置	霞ヶ関東中学校		
高階西小学校			霞ヶ関西中学校		
寺尾小学校			川越西中学校		
福原小学校			名細中学校		
大東東小学校			鯨井中学校		
大東西小学校			山田中学校		
霞ヶ関小学校	○	○			
霞ヶ関南小学校					
霞ヶ関北小学校					
霞ヶ関東小学校		※			
霞ヶ関西小学校					
川越西小学校					
名細小学校		○			
上戸小学校					
広谷小学校					
山田小学校		○			

○・・・設置校 ※・・・巡回指導

4 第二次川越市特別支援教育推進に関する計画の方向性

(1) 特別支援教育の理念と基本方針

川越市特別支援教育推進に関する計画に基づき、全ての市立小・中学校に特別支援学級が設置されたことで、全ての児童生徒にとって、学びの場の一つとして選択しやすい環境が整ってきました。特別支援教育は、特別な児童生徒のための特別な支援ではなく、全ての児童生徒のための支援であり、全ての学びの場において大切なものとなっています。

そこで、川越市特別支援教育推進に関する計画（令和3年度～令和7年度）の評価と本市の特別支援教育の取組の経過を鑑み、第二次川越市特別支援教育推進に関する計画（令和8年度～令和12年度）の理念と推進の基本方針を次のように定め、本市の特別支援教育をさらに充実させていきます。

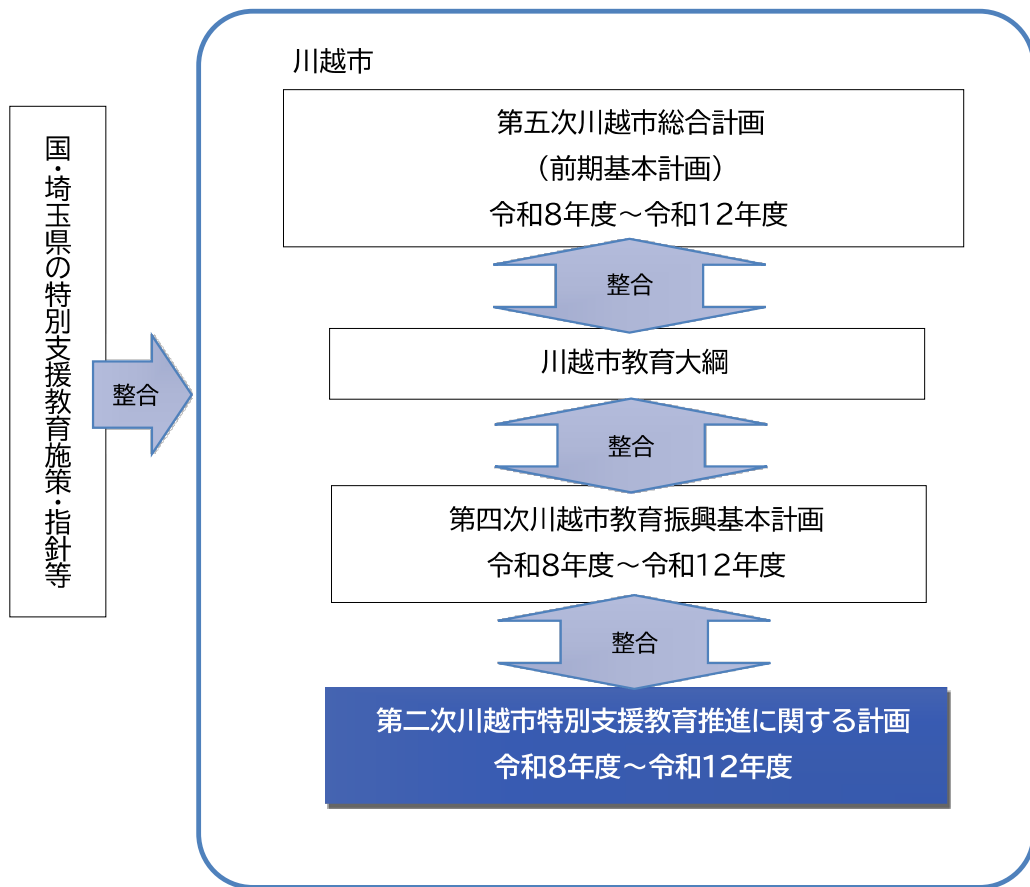
川越市の特別支援教育の理念

児童生徒一人一人が、それぞれの学びの場で個性を伸ばすとともに、障害の有無にかかわらず共に学び、高め合いながら、自分らしく社会に参加する力を育む

川越市の特別支援教育の基本方針

- 1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援
- 2 連続した学びの場の充実
- 3 教職員の特別支援教育に係る資質向上
- 4 関係機関との連携

(2) 計画の位置付け



5 第二次川越市特別支援教育推進に関する計画体系図

基本方針	施策
1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援	(1)学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置
	(2)センター的機能の一層の活用
	(3)保護者への特別支援教育の啓発
	(4)安心・安全な医療的ケア児の受け入れ
	(5)ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導や支援
2 連続した学びの場の充実	(1)教育支援計画の作成・活用
	(2)通級指導教室の新設や巡回指導の拡充による自校通級の拡大
	(3)通級指導教室と在籍校の連携の強化
	(4)交流及び共同学習の推進
	(5)支援籍学習の推進
3 教職員の特別支援教育に係る資質向上	(1)川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)の実施
	(2)通常の学級担任のための特別支援教育に関する研修の充実
	(3)特別支援学級担任のための研修の充実
	(4)通級指導教室担当のための研修の充実
	(5)特別支援教育コーディネーターのための研修の充実
4 関係機関との連携強化	(1)療育機関等との連携
	(2)福祉関係機関等との連携
	(3)就学支援委員会との連携による就学相談の充実
	(4)支援につながる相談窓口の周知
	(5)外部人材の積極的な活用

II 各論

1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援

(1) 学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置

教育委員会では、就学相談や学校訪問等から児童生徒への支援の様子や集団での活動の様子等、各学校の実態を把握し、学級運営支援員や特別支援教育支援員を計画的に配置することで、学校をサポートしていきます。

(2) センターの機能の一層の活用

川越市立特別支援学校¹²と連携し、特別支援学校のセンター的機能¹³の活用事例をまとめ、全市立小・中学校に周知することで、各学校がセンター的機能を活用し、特別支援教育の視点を取り入れた支援ができるようにしていきます。

(3) 保護者への特別支援教育の啓発

教育委員会主催の保護者向けセミナー¹⁴（発達障害セミナーや就学相談セミナー）等で、特別支援教育に関する情報を発信したり、特別支援教育推進委員会¹⁵において、新たに啓発資料を作成し、保護者へ配布したりすることで、保護者の特別支援教育に対する理解をさらに深めるようにしていきます。

(4) 安心・安全な医療的ケア児の受け入れ

医療的ケアが必要な児童生徒については、就学相談や就学時健康診断等の情報をもとに児童生徒の状態を把握し、医療機関や学校、教育委員会で連携して看護師を配置したり、校内支援体制を確立したりすることで、安心して学校生活を送ることができるようにします。

¹²川越市立特別支援学校

知的障害の養護学校として、昭和39年、川越市宮下町に「川越市立養護学校」（当時の名称）小学部及び中学部が開校された。「ひとりだちする生徒」を教育目標として、現在は高等部のみの設置校となっている。

¹³特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、特別支援教育に関する教育上の高い専門性を生かしながら、地域における相談のセンターとしての役割を担い、小・中学校を支援していくこと。

¹⁴保護者向けセミナー

ここでは保護者を対象として川越市教育委員会が主催する、特別支援教育に関する知識や情報を得るための講習会を指す。

¹⁵特別支援教育推進委員会

川越市教育委員会が依頼した、現在市立小・中・特別支援学校に勤務している教職員を委員として、川越市の特別支援教育を推進していくために特別支援教育に係る取組事項や課題解決に向けた検討を行う委員会。

(5) ユニバーサルデザイン¹⁷の視点を取り入れた指導や支援

全ての学校で、視覚・聴覚等に配慮した「環境整備」、指示の具体化や見通しを持たせる等の「授業の工夫」、一人一人の違いを認め、安心感を与える「居場所づくり」等を行い、障害の有無に関わらず全ての児童生徒にとって学びやすく、わかりやすい授業や生活しやすい学級づくりを行っていきます。

¹⁶ ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計。

2 連続した学びの場の充実

(1) 教育支援計画の作成・活用

個別の支援を必要としている全ての児童生徒への支援を充実させるため、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画（教育支援プラン A・B）を作成・活用することで、小・中・高で切れ目のない支援が行えるようにします。

(2) 通級指導教室の新設や巡回指導の拡充による自校通級の拡大

新たに通級指導教室を設置したり、巡回指導の拡充を図ったりすることで、通級指導を必要としている市内の全ての児童生徒が通室しやすいように体制を整えていきます。

(3) 通級指導教室と在籍校の連携の強化

通級指導教室担当と在籍校の担任との連携を密にし、指導や支援をより効果的に行うことができるよう、積極的な相互訪問や、在籍校での支援内容・通級指導教室での指導内容の共有を図ります。

(4) 交流及び共同学習¹⁷の推進

特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒が共に尊重し合いながら協働する交流及び共同学習を行えるよう、特別な教育課程や年間指導計画に位置付けるとともに、学校全体で組織的に取り組める体制を整えていきます。

(5) 支援籍学習¹⁸の推進

障害のない児童生徒が心の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を育むとともに、障害のある児童生徒が地域との関係を深め、在籍校以外の学校で学び、「社会で自立できる自信と力」を育むことができるよう推進していきます。

¹⁷ 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する学習。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同の側面がある。

¹⁸ 支援籍学習

障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍。例えば特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に支援籍を置くことで、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。

3 教職員の特別支援教育に係る資質向上

(1) 川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)の実施

文部科学大臣の認定を受け、6講座、各12時間の法的に定められた内容の講習を受けられる、川越市独自開催の免許法認定講習を継続し、教職員に特別支援教育に関する専門性を身に付けさせるとともに、特別支援学校教諭2種免許状の取得に必要な単位を修得できるようにしていきます。

(2) 通常の学級担任のための特別支援教育に関する研修の充実

通常の学級においても、特別な教育的支援を必要としている児童生徒の増加とともに、その教育的ニーズも多様化していることから、通常の学級担任も特別支援教育の視点をもって教育活動や児童生徒への支援が行えるように特別支援教育に関する研修を一層充実させていきます。

(3) 特別支援学級担任のための研修の充実

新たに特別支援学級を担当する教員や経験の浅い特別支援学級担任のための研修を充実させ、実践的な指導力を身に付けられるようにします。また、特別支援学級担任の経験がある教員向けの研修も新たに設定し、特別支援教育に係る最新情報や知識を学んだり教育実践を共有したりできるようにし、専門性の向上を図っていきます。

(4) 通級指導教室担当のための研修の充実

通級指導教室担当教員を対象に、専門的な知識や指導法を学んだり、教育実践を共有したりすることができる研修を実施し、実践的な指導力と高い専門性を兼ね備えた教職員を育成していきます。

(5) 特別支援教育コーディネーター¹⁹のための研修の充実

特別支援教育コーディネーターには、校内の特別支援教育を推進するために必要な知識や実践力を身に付けることができる研修を実施するとともに、教職員の主体性に応じて、より高度な知識や専門性、組織的な対応を学べる研修を実施し、校内のみならず、本市の特別支援教育の中核を担う教職員を育成していきます。

¹⁹ 特別支援教育コーディネーター

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

4 関係機関との連携強化

(1) 療育機関等との連携

5歳児健康診査や就学時健康診断、就学相談において、教育委員会では児童発達支援センターや母子保健課等の関係機関と連携し、就学前の実態や支援の状況を正確に把握するとともに、就学先の学校と情報共有し、入学後の適切な支援につなげていきます。

(2) 福祉関係機関等との連携

放課後等デイサービスや社会福祉協議会等の福祉関係機関との連携を通して、関係機関と情報や考え方の共有を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図っていきます。

(3) 就学支援員会との連携による就学相談の充実

教育委員会、学校、市就学支援委員会で特別な教育的支援が必要な児童生徒の情報を共有するとともに、児童生徒及びその保護者に就学相談を通して、教育的ニーズに最も的確に応える指導ができる学びの場の情報を提供します。

(4) 支援につながる相談窓口の周知

川越市立教育センター第一分室（リベール）や療育支援課、障害者総合相談支援センター等の相談窓口を学校や幼稚園・保育園等の関係機関へ周知することで、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の保護者や関係者が必要とする情報を得られるようにしていきます。

(5) 外部人材の積極的な活用

特別支援教育に係る研修や、巡回指導も含めた学校訪問の際、医師や大学教授等の外部講師を積極的に活用し、より専門的な指導・助言が受けられるようにします。

全ての児童生徒たちが
その意欲や能力に応じて力を発揮できる

第二次 川越市 特別支援教育推進に関する計画

令和8年度～令和12年度

特別支援教育の理念と基本方針

児童生徒一人一人が、それぞれの学びの場で個性を伸ばすとともに、障害の有無にかかわらず共に学び、高め合いながら、自分らしく社会に参加する力を育む

計画策定の趣旨

【川越市 特別支援教育推進に関する計画】

- 令和3年度～令和7年度
 - 1 全市立小・中学校への特別支援学級の設置
 - 2 全職員を対象に特別支援教育に関する研修を実施
 - 3 特別支援教育支援員や学級運営支援員の計画的な配置
 - 4 多様な学びの場を適切に選択するための取組の充実

- 成果**
 - 1 特別支援学級全校設置
 - 2 支援員の増員・配置
- 課題**
 - 1 人材の育成・確保
 - 2 丁寧な就学相談

【第二次 川越市 特別支援教育推進に関する計画】

成果と課題を踏まえ、社会の変化や多様化するニーズに対応した、本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進していくための指針として策定

特別支援教育に関する動向

平成18年	教育基本法の改正	平成30年	埼玉県 特別支援教育環境整備計画の策定(県)
平成19年	学校教育法の改正	令和3年	障害者差別解消法の改正
平成23年	障害者基本法の改正	令和3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
平成24年	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(中教審文化会報告)	令和3年	川越市 特別支援教育推進に関する計画の策定(市)
平成24年	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査	令和4年	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
平成25年	学校教育法施行令の改正	令和4年	埼玉県 特別支援教育推進計画の策定(県)(令和4年度～6年度)
平成28年	障害者差別解消法の施行	令和7年	埼玉県 特別支援教育推進計画の策定(県)(令和7年度～9年度)
平成28年	発達障害者支援法の改正	令和8年	第二次 川越市 特別支援教育推進に関する計画の策定(市)

第二次 川越市 特別支援教育推進に関する計画の方向性

【特別支援教育推進に向けた4つの基本方針】

1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援

学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置

センター的機能の一層の活用

保護者への特別支援教育の啓発

安心・安全な医療的ケア児の見守り

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導や支援

2 連続した学びの場の充実

教育支援計画の作成

通級指導教室の新設や巡回指導の拡充による自校通級の拡大

交流及び共同学習の推進

支援籍学習の推進

3 教職員の特別支援教育に係る資質向上

川越市教育委員会 免許法認定講習の実施

通常の学級担任のための特別支援教育に関する研修の充実

特別支援学級担任のための研修の充実

通級指導教室担任のための研修の充実

特別支援教育コーディネーターのための研修の充実

4 関係機関との連携強化

療育機関等との連携

福祉関係機関等との連携

就学支援委員会との連携による就学相談の充実

支援につなげる相談窓口の周知

外部人材の積極的な活用

川越市特別支援教育推進に関する計画の成果と課題

通常の学級	特別支援学級	通級指導教室
成果 ・一人一人のニーズに応じた支援の実現 ・研修体制の整備 ・医療的ケア児への支援	成果 ・ほぼ全ての市立小・中学校に特別支援学級設置 ・教職員の専門性の向上	成果 ・新たな設置や巡回指導の充実 ・教職員の指導力・専門性の向上
課題 ・特別支援教育の視点をもった教育活動や児童生徒支援	課題 ・人材の確保 ・児童生徒の卒業後を見据えた支援	課題 ・場の確保と指導方法の工夫 ・通級校と在籍校の連携

計画の位置づけ

